

# 議案及び説明 並びに参考資料

令和8年6月定例会

池田市

# 目 次

1	報告第 9 号	令和 7 年度池田市病院事業会計予算繰越計算書について	1
2	報告第 10 号	令和 7 年度池田市水道事業会計予算繰越計算書について	3
3	報告第 11 号	令和 7 年度池田市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	5
4	報告第 12 号	令和 7 年度池田市一般会計繰越明許費繰越計算書について	7
		説 明	10
5	議案第 4 1 号	池田市地域会館条例の制定について	12
		説 明	27
		参 考	30
6	議案第 4 2 号	職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教 育職員の退職手当に関する条例の一部改正について	37
		説 明	40
		参 考	42
7	議案第 4 3 号	池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正につ いて	46
		説 明	49
		参 考	50
8	議案第 4 4 号	池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例の一部改正 について	53
		説 明	55
		参 考	56
9	議案第 4 5 号	池田市ラブホテル建築規制条例の一部改正について	58
		説 明	60
		参 考	61
10	議案第 4 6 号	共同利用施設条例の一部改正について	62
		説 明	64
		参 考	65

11	議案第47号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び大阪広域水道企業 団規約の変更に関する協議について	66
		説 明	68
		参 考	69
12	議案第48号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	70
		説 明	72
		参 考	73
13	議案第49号	動産の取得について	74
		参 考(1)	75
		参 考(2)	76
		参 考(3)	83
14	議案第50号	動産の取得について	86
		参 考(1)	87
		参 考(2)	88
		参 考(3)	95
15	議案第51号	動産の取得について	97
		参 考(1)	98
		参 考(2)	99
		参 考(3)	106
16	議案第52号	池田市公平委員会委員の選任について	109
17	議案第53号	池田市農業委員会委員の任命について	110
18	諮問第1号	人権擁護委員の推薦に関する諮問について	111
19	議案第54号	令和8年度池田市一般会計補正予算(第3号)	113
		説 明	117
		参 考	131

報告第9号

令和7年度池田市病院事業会計予算  
繰越計算書について

令和7年度池田市病院事業会計予算を翌年度へ次のとおり繰り越したので、  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月4日 提出

池田市長 瀧澤 智子

令和7年度 池田市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳		不用額	説明
						企業債	内部留保資金		
1 資本的支出	1 建設改良費	医療機器等 整備事業	3,602,965,000	2,877,667,941	9,614,000	9,600,000	14,000	715,683,059	一部の製品において、機器メーカーの一時的な出荷停止措置により納期が長期化したため

報告第10号

令和7年度池田市水道事業会計予算  
繰越計算書について

令和7年度池田市水道事業会計予算を翌年度へ次のとおり繰り越したので、  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月4日 提出

池田市長 瀧澤 智子

令和7年度 池田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	説明
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管 布設工事	41,300,000	13,312,200	25,600,000	内部留 保資金	25,600,000	2,387,800	関係機関との 協議に時間を 要したこと等 のため
	3 第2次 施設整備費	配水管 布設替工事	1,091,259,200	714,126,600	363,576,700	企業債	245,500,000	13,555,900	関係機関との 協議に時間を 要したこと等 のため
						補助金	17,790,000		
内部留 保資金	100,286,700								

報告第 1 1 号

令和 7 年度池田市公共下水道事業会計予算  
繰越計算書について

令和 7 年度池田市公共下水道事業会計予算を翌年度へ次のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

令和7年度 池田市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	説明
						企業債	補助金		
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠布設工事	987,201,000	519,347,264	243,000,000	企業債	146,000,000	224,853,736	関係機関との協議に時間を要したこと等のため
						補助金	97,000,000		
		処理場 建設工事	366,000,000	250,100,000	26,000,000	企業債	14,000,000	89,900,000	関係機関との協議に時間を要したこと等のため
						補助金	12,000,000		

報告第 1 2 号

令和 7 年度池田市一般会計繰越明許費  
繰越計算書について

令和 7 年度池田市一般会計繰越明許費を翌年度へ次のとおり繰り越したの  
で、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定に  
より報告する。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

令和7年度 池田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国府支出金	市債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	高校・大学生等食料品支援事業	円 41,250,000	円 41,250,000	円 41,250,000	円 41,250,000	円	円	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム改修事業	3,300,000	3,300,000	3,300,000				
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	コンビニ交付システム改修事業	1,078,000	1,078,000	1,078,000				
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム改修事業	1,848,000	1,848,000	1,848,000				
3 民生費	1 社会福祉費	多世代交流施設整備事業	1,681,200,000	1,681,200,000	840,600,000	828,700,000		11,900,000	
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	39,838,000	16,878,000	16,878,000				
4 衛生費	1 保健衛生費	水道企業会計繰出事業	224,883,000	224,883,000	224,883,000				
4 衛生費	2 清掃費	ごみ収集車購入事業	11,000,000	9,928,749		7,400,000		2,528,749	
7 商工費	1 商工費	プレミアム付デジタル商品券事業	240,000,000	240,000,000	240,000,000				
8 土木費	4 都市計画費	公共下水道企業会計繰出事業	135,432,000	135,432,000	135,432,000				
8 土木費	4 都市計画費	五月山動物園整備事業	369,600,000	369,600,000	171,000,000	160,000,000		38,600,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国府支出金	市債	その他	
10 教育費	2 小学校費	小学校照明器具改修事業	182,200,000	182,200,000		51,102,000	131,000,000		98,000
12 諸支出金	1 防災費	防災対策事業	25,492,000	25,492,000		12,740,000			12,752,000
12 諸支出金	1 防災費	地域防災無線等整備事業	8,351,000	8,351,000			8,300,000		51,000

令和7年度 池田市一般会計繰越明許費繰越計算書説明

款 項	目	節	予 算 額	決算見込額	残 額	繰 越 額	不 用 額
			円	円	円	円	円
2 総務費 1 総務管理費	13 自治振興費	12 委託料	42,157,000	906,070	41,250,930	41,250,000	930
2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	12 委託料	173,445,000	147,542,818	25,902,182	6,226,000	19,676,182
3 民生費 1 社会福祉費	8 多世代交流施設建設費	12 委託料	57,200,000	0	57,200,000	57,200,000	0
		14 工事請負費	1,624,000,000	0	1,624,000,000	1,624,000,000	0
3 民生費 2 児童福祉費	2 子育て支援費	10 需用費	3,267,000	2,103,847	1,163,153	14,000	1,149,153
		11 役務費	6,050,000	4,871,771	1,178,229	304,000	874,229
		18 負担金補助及び交付金	331,162,000	312,109,141	19,052,859	16,560,000	2,492,859
4 衛生費 1 保健衛生費	10 水道費	27 繰出金	232,073,000	7,132,000	224,941,000	224,883,000	58,000
4 衛生費 2 清掃費	2 塵芥処理費	17 備品購入費	11,000,000	0	11,000,000	9,928,749	1,071,251
7 商工費 1 商工費	2 商工振興費	12 委託料	247,305,000	7,303,384	240,001,616	240,000,000	1,616
8 土木費 4 都市計画費	4 下水道費	27 繰出金	972,536,000	803,515,381	169,020,619	135,432,000	33,588,619
8 土木費 4 都市計画費	7 公園整備費	12 委託料	133,224,000	56,383,800	76,840,200	74,600,000	2,240,200

款 項	目	節	予 算 額	決算見込額	残 額	繰 越 額	不 用 額
8 土木費 4 都市計画費	7 公園整備費	14 工事請負費	995,376,000	498,118,500	497,257,500	295,000,000	202,257,500
10 教育費 2 小学校費	3 学校建設費	14 工事請負費	298,800,000	92,840,000	205,960,000	182,200,000	23,760,000
12 諸支出金 1 防災費	1 災害対策費	7 報償費	893,000	150,000	743,000	492,000	251,000
		17 備品購入費	79,932,000	54,270,088	25,661,912	25,000,000	661,912
		18 負担金補助及び交付金	14,638,000	2,833,970	11,804,030	8,351,000	3,453,030
計			5,223,058,000	1,990,080,770	3,232,977,230	2,941,440,749	291,536,481

議案第 4 1 号

## 池田市地域会館条例の制定について

池田市地域会館条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市地域会館を設置するため、本条例を制定するものである。

池田市条例第 号

池田市地域会館条例（案）

（設置）

第1条 地域におけるコミュニティの活動及び交流の促進を図り、まちづくりにぎわいを創出し、もって暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するため、本市に池田市地域会館（以下「会館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
池田市立上池田会館	池田市上池田1丁目9番19号
池田市立城南会館	池田市城南1丁目8番22号
池田市立池田駅前北会館	池田市菅原町3番1—305号
池田市立桃園会館	池田市桃園1丁目9番12号
池田市立桃園南会館	池田市桃園2丁目2番5号
池田市立姫室・室町会館	池田市姫室町3番1号
池田市立池田駅前南会館	池田市呉服町1番1—211号
池田市立呉服会館	池田市呉服町11番1号
池田市立宇保会館	池田市宇保町5番17号
池田市立神田北会館	池田市神田1丁目28番27号
池田市立脇塚会館	池田市神田2丁目18番32号
池田市立早苗の森会館	池田市神田4丁目7番2号
池田市立宮之原会館	池田市神田4丁目10番10号

池田市立住吉会館	池田市住吉2丁目3番24号
池田市立空港会館	池田市空港1丁目11番4号
池田市立豊島北会館	池田市豊島北1丁目7番17号
池田市立石橋北会館	池田市石橋2丁目4番16号
池田市立石橋会館	池田市石橋4丁目6番2号
池田市立井口堂北会館	池田市井口堂1丁目6番4号
池田市立鉢塚会館	池田市鉢塚2丁目8番5号
池田市立秦野会館	池田市旭丘1丁目9番G—101号
池田市立荘園会館	池田市荘園1丁目7番13号
池田市立渋谷会館	池田市渋谷3丁目3番18号
池田市立五月丘会館	池田市五月丘2丁目4番1号
池田市立南畑会館	池田市畑1丁目7番4号
池田市立伏尾台西会館	池田市伏尾台1丁目188番地
池田市立伏尾台中央会館	池田市伏尾台3丁目4番地の3

(開館時間及び休館日)

第3条 会館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第4条 会館（池田市立桃園南会館及び池田市立脇塚会館（以下これらを「直営会館」という。）を除く。次条、第9条第2項及び第10条第4号において同じ。）の管理は、法人その他の団体であつて地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 別表第1から別表第4までに掲げる会館の施設（附則第5項を除き、以

下「施設」という。)の使用の許可に関する業務

(2) 会館の管理に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、同条の規定により提出された書類を審査した上で指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(指定の取消し等に係る賠償)

第8条 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用の許可)

第9条 施設を使用しようとするものは、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に当たり会館の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第10条 指定管理者は、施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 建物、附属設備又は備品を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）第

2条第1号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第11条 施設の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第4までに定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、前納によらないで納付することができる。

2 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第12条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別な事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは中止させ、又は退去を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 使用者が第9条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(3) 使用者が虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 施設の使用が第10条各号のいずれかに該当したとき。

(5) 災害その他不可抗力により管理上緊急やむを得ない事由が発生したとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは中止させ、又は退去を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(使用の権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、施設の使用の権利を他に譲渡し、又は使用の許可を受け

た施設を他人に使用させてはならない。

(特別の設備の設置等)

第15条 使用者は、施設の使用に当たり、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、施設の使用が終わったとき又は第13条第1項の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは中止させられ、又は退去を命ぜられたときは、直ちに施設その他附属設備等を原状に回復しなければならない。ただし、災害その他特別な理由により直ちに原状に回復することが困難な場合は、この限りでない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第17条 建物、附属設備若しくは備品を毀損し、若しくは滅失し、若しくは施設の使用の許可の期限が満了しても使用を終えず、又は第15条の規定により設置した特別の設備若しくは搬入した備付けの器具以外の器具を撤去しないことにより、市に損害を与えたものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、賠償を免除することができる。

(直営会館への準用)

第18条 第9条から第11条まで及び第13条から前条までの規定は、直営会館について準用する。この場合において、第9条第1項中「施設」とあるのは「別表第1に掲げる直営会館の施設（以下「施設」という。）」と、同条、第10条、第13条第1項、第15条及び第16条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第2項及び第10条第4号中「会館」と

あるのは「直営会館」と、第11条第1項中「別表第1から別表第4までに」とあるのは「別表第1に」と、第13条第1項第2号中「第9条第2項」とあるのは「第18条において読み替えて準用する第9条第2項」と、同項第4号中「第10条各号」とあるのは「第18条において読み替えて準用する第10条各号」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第16条第1項中「第13条第1項」とあるのは「第18条において読み替えて準用する第13条第1項」と、前条中「第15条」とあるのは「次条において読み替えて準用する第15条」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(池田市立コミュニティセンター条例及び池田市立石橋会館条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 池田市立コミュニティセンター条例（昭和52年池田市条例第27号）

(2) 池田市立石橋会館条例（平成30年池田市条例第39号）

(準備行為)

- 3 指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第6条から第8条までの規定の例により行うことができる。
- 4 施設の使用に係る行為は、施行日前においても、第9条から第15条までの規定の例により行うことができる。この場合において、第9条、第10条、第13条第1項及び第15条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第1

3条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第14条中「譲渡し、又は使用の許可を受けた施設を他人に使用させて」とあるのは「譲渡して」と読み替えるものとする。

- 5 別表第1に掲げる直営会館の施設の使用に係る行為は、施行日前においても、第12条並びに第18条において読み替えて準用する第9条から第11条まで及び第13条から第15条までの規定の例により行うことができる。

(議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正)

- 6 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例(昭和39年池田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第34号までを1号ずつ繰り上げ、第35号を削り、第36号を第34号とし、第37号を第35号とし、第38号を第36号とし、同条に次の1号を加える。

(37) 地域会館

(池田市立多世代交流センター条例の一部改正)

- 7 池田市立多世代交流センター条例(令和8年池田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第5項のうち議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例第2条に1号を加える改正規定中「(39)」を「(38)」に改める。

附則第6項のうち池田市暴力団の排除に関する条例別表中23の項を24の項とし、4の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える改正規定中「23の項を24の項」を「22の項を23の項」に、「22の項まで」を「21の項まで」に改める。

(共同利用施設条例の一部改正)

- 8 共同利用施設条例(昭和44年池田市条例第18号)の一部を次のように

改正する。

第1条第2項の表を次のように改める。

名称	所在地
共同利用施設池田市立北神田会館	池田市神田2丁目21番28号
共同利用施設池田市立神田会館	池田市神田3丁目5番16号
共同利用施設池田市立河原島会館	池田市神田3丁目5番21号
共同利用施設池田市立中之嶋会館	池田市神田3丁目8番12号
共同利用施設池田市立豊島南会館	池田市豊島南1丁目8番5号

第4条中「（共同利用施設池田市立脇塚会館及び共同利用施設池田市立桃園南会館（以下「直営施設」という。）を除く。）」を削る。

第5条中「（直営施設にあつては、市長。第10条及び第11条において同じ。）」を削る。

第10条中「共同利用施設」の次に「（共同利用施設池田市立神田会館及び共同利用施設池田市立豊島南会館の学習室を除く。）」を加える。

（共同利用施設の目的外使用に関する使用料条例の一部改正）

- 9 共同利用施設の目的外使用に関する使用料条例（昭和60年池田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

共同利用施設目的外使用料

施設名及び室名		時間区分	
		午前①・午前②	午後①・午後②・ 午後③・午後④
共同利用施設 池田市立北神 田会館、共同 利用施設池田 市立河原島会 館及び共同利	小会議室	300円	450円
	休養室	350円	450円

用施設池田市 立中之嶋会館			
共同利用施設 池田市立神田 会館	保育室	400円	550円
	大集会室	800円	1,050円
	大集会室（半 分）	400円	525円
	休養室	500円	700円
共同利用施設 池田市立豊島 南会館	保育室	400円	550円
	大集会室	1,200円	1,600円
	大集会室（半 分）	600円	800円
	小会議室	300円	450円
	休養室	500円	700円
	料理実習室	300円	400円

#### 備考

- 1 時間区分は、次のとおりとする。
  - (1) 午前① 午前9時から午前10時30分まで
  - (2) 午前② 午前10時30分から正午まで
  - (3) 午後① 午後1時から午後3時まで
  - (4) 午後② 午後3時から午後5時まで
  - (5) 午後③ 午後6時から午後8時まで
  - (6) 午後④ 午後8時から午後10時まで
- 2 使用者が市民（池田市みんなでつくるまちの基本条例（平成17年池田市条例第21号）第2条第2号に規定する市民をいう。以下同じ。）以外のものの場合（備考4に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。
- 3 入場料その他これに類する対価を徴収する場合（備考4に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の2倍の額とする。
- 4 使用者が市民以外のものの場合で、入場料その他これに類する対価

を徴収するときの使用料の額は、上表に掲げる額の3倍の額とする。

(池田市暴力団の排除に関する条例の一部改正)

10 池田市暴力団の排除に関する条例の一部を次のように改正する。

別表5の項中「池田市立コミュニティセンター条例（昭和52年池田市条例第27号）」を「池田市地域会館条例（令和8年池田市条例第 号）」に改め、同表中22の項を削り、23の項を22の項とする。

別表第1（第5条、第11条関係）

会館（池田市立池田駅前北会館、池田市立池田駅前南会館、池田市立石橋会館、池田市立伏尾台西会館及び池田市立伏尾台中央会館を除く。）の使用料の料金区分

施設名 会館名	保育室	大集会室	大集会室 (半分)	小集会室	休養室	料理実習室
池田市立上池田会館	ア	ウ	オ	キ	コ	サ
池田市立城南会館	ア	ウ	オ	キ	コ	—
池田市立桃園会館	イ	エ	カ	—	ケ	シ
池田市立桃園南会館	ア	—	—	—	ケ	—
池田市立姫室・室町会館	イ	エ	カ	—	コ	シ
池田市立呉服会館	イ	ウ	オ	ク	ケ	シ
池田市立宇保会館	ア	エ	カ	—	コ	シ
池田市立神田北会館	ア	エ	カ	ク	ケ	—
池田市立脇塚会館	ア	ウ	オ	—	ケ	シ
池田市立早苗の森会館	ア	エ	カ	—	コ	シ
池田市立宮之原会館	—	—	—	ク	ケ	—
池田市立住吉会館	ア	エ	カ	キ	コ	シ
池田市立空港会館	イ	エ	カ	—	コ	サ
池田市立豊島北会館	イ	ウ	オ	キ	ケ	—
池田市立石橋北会館	ア	エ	カ	—	ケ	シ
池田市立井口堂北会館	ア	ウ	オ	キ	ケ	サ
池田市立鉢塚会館	ア	エ	カ	—	ケ	シ

池田市立秦野会館	イ	ウ	オ	キ	ケ	—
池田市立荘園会館	ア	ウ	オ	—	ケ	—
池田市立渋谷会館	イ	エ	カ	—	ケ	シ
池田市立五月丘会館	ア	エ	カ	—	ケ	シ
池田市立南畑会館	ア	ウ	オ	キ	コ	シ

備考 上表に掲げる使用料の料金区分に適用する使用料の額については、付表に定めるとおりとする。

#### 付表

##### 料金区分に係る使用料の額

施設名及び料金区分		時間区分	
		午前①・午前②	午後①・午後②・ 午後③・午後④
保育室	ア	250円	350円
	イ	400円	550円
大集会室	ウ	800円	1,050円
	エ	1,200円	1,600円
大集会室（半分）	オ	400円	525円
	カ	600円	800円
小集会室	キ	200円	300円
	ク	300円	450円
休養室	ケ	350円	450円
	コ	500円	700円
料理実習室	サ	300円	400円
	シ	450円	600円

#### 備考

- 1 時間区分は、次のとおりとする。
  - (1) 午前① 午前9時から午前10時30分まで
  - (2) 午前② 午前10時30分から正午まで
  - (3) 午後① 午後1時から午後3時まで

- (4) 午後② 午後 3 時から午後 5 時まで
- (5) 午後③ 午後 6 時から午後 8 時まで
- (6) 午後④ 午後 8 時から午後 10 時まで

- 2 使用者が市民（池田市みんなでつくるまちの基本条例（平成 17 年池田市条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する市民をいう。以下同じ。）以外のものの場合（備考 4 に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の 1.5 倍の額とする。
- 3 入場料その他これに類する対価を徴収する場合（備考 4 に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の 2 倍の額とする。
- 4 使用者が市民以外のものの場合で、入場料その他これに類する対価を徴収するときの使用料の額は、上表に掲げる額の 3 倍の額とする。

別表第 2（第 5 条、第 11 条関係）

池田市立池田駅前北会館及び池田市立池田駅前南会館の使用料

時間区分 会館名及び施設名		午前①・午前②	午後①・午後②・ 午後③・午後④
		池田市立池田駅前北会館	1 号室
	2 号室	5 5 0 円	7 5 0 円
	3 号室	6 0 0 円	8 5 0 円
	4 号室	7 0 0 円	9 5 0 円
	5 号室	1, 5 0 0 円	2, 0 0 0 円
	5 号室（半分）	7 5 0 円	1, 0 0 0 円
池田市立池田駅前南会館	1 号室	6 0 0 円	8 0 0 円
	2 号室	6 5 0 円	8 5 0 円
	3 号室	4 5 0 円	6 0 0 円
	4 号室	2, 1 0 0 円	2, 8 5 0 円
	4 号室（半分）	1, 0 5 0 円	1, 4 2 5 円

備考 別表第 1 付表備考の規定は、この表についても適用する。

別表第3（第5条、第11条関係）

池田市立石橋会館の使用料

施設名	時間区分	
	午前①・午前②	午後①・午後②・午後③・午後④
和室	600円	800円
大集会室	1,200円	1,600円
大集会室（半分）	600円	800円
小集会室	300円	400円
多目的ホール	600円	800円
調理室	450円	600円

備考

1 時間区分は、次のとおりとする。

(1) 午前① 午前9時から午前10時30分まで

(2) 午前② 午前10時30分から正午まで

(3) 午後① 午後1時から午後3時まで

(4) 午後② 午後3時から午後5時まで

(5) 午後③ 午後5時から午後7時まで

(6) 午後④ 午後7時から午後9時まで

2 別表第1付表備考第2項から第4項までの規定は、この表についても適用する。

別表第4（第5条、第11条関係）

池田市立伏尾台西会館及び池田市立伏尾台中央会館の使用料

会館名及び施設名	時間区分		
	午前①・午前②	午後①・午後②・午後③・午後④	
池田市立伏尾台西会館	集会室	600円	800円
	会議室	300円	400円
	和室	300円	400円
池田市立伏尾	文庫室・会議室	350円	500円

台中央会館	和室1	150円	200円
	和室2	200円	300円
	小会議室	150円	200円
	大集会室	1,000円	1,300円
	大集会室(半分)	500円	650円
	料理実習室	350円	500円

備考 別表第1付表備考の規定は、この表についても適用する。

## 池田市地域会館条例の制定について

1 地域におけるコミュニティの活動及び交流の促進を図り、まちづくりのにぎわいを創出し、もって暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するため、本市に池田市地域会館（以下「会館」という。）を設置するものであること。

（第 1 条関係）

2 会館の名称及び位置について定めるものであること。

（第 2 条関係）

3 会館の開館時間及び休館日について定めるものであること。

（第 3 条関係）

4 一部の会館を除く会館の管理は、指定管理者に行わせることとするものであること。

（第 4 条関係）

5 指定管理者が行う業務について定めるものであること。

（第 5 条関係）

6 指定管理者の指定の申請の手続について定めるものであること。

（第 6 条関係）

7 指定管理者の指定の手続について定めるものであること。

（第 7 条関係）

8 指定管理者の指定の取消し等を行った場合において、市は賠償の責めを負わないことを定めるものであること。

（第 8 条関係）

9 会館の施設（以下「施設」という。）における使用の許可について定める

ものであること。

(第9条関係)

10 施設の使用の制限について定めるものであること。

(第10条関係)

11 施設の使用に係る使用料について定めるものであること。

(第11条関係)

12 施設の使用に係る使用料の不還付について定めるものであること。

(第12条関係)

13 施設の使用の許可の取消し等について定めるものであること。

(第13条関係)

14 施設の使用の権利の譲渡等の禁止について定めるものであること。

(第14条関係)

15 施設の使用に係る特別の設備の設置等について定めるものであること。

(第15条関係)

16 施設の使用を終了した際の原状回復の義務について定めるものであること。

(第16条関係)

17 建物、附属設備又は備品の毀損等をした場合における損害賠償の義務について定めるものであること。

(第17条関係)

18 指定管理者による管理の対象外の会館についての準用規定を定めるものであること。

(第18条関係)

19 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものであること。

(第19条関係)

20 この条例は、令和9年4月1日から施行するものであること。また、関係条例の規定を整備するほか、準備行為に係る規定を設け、公布の日から施行するものであること。

(附則関係)

21 施設の使用に係る使用料の額について定めるものであること。

(別表第1から別表第4まで関係)

議案第41号 参 考

池田市地域会館条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>1 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(議決すべき公の施設の利用)</p> <p>第2条 次に掲げる重要な公の施設について、1年を超える期間にわたる独占的な利用をさせるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(21) コミュニティセンター</u></p> <p><u>(22)～(34)</u> (略)</p> <p><u>(35) 石橋会館</u></p> <p><u>(36)～(38)</u> (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 池田市立多世代交流センター条例</p> <p>本則 (略)</p>	<p>1 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(議決すべき公の施設の利用)</p> <p>第2条 次に掲げる重要な公の施設について、1年を超える期間にわたる独占的な利用をさせるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(21)～(33)</u> (略)</p> <p><u>(34)～(36)</u> (略)</p> <p><u>(37) 地域会館</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 池田市立多世代交流センター条例</p> <p>本則 (略)</p>

改 正 前	改 正 後								
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正)</p> <p>5 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例(昭和39年池田市条例第7号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条に次の1号を加える。</p> <p><u>(39)多世代交流センター</u></p> <p>(池田市暴力団の排除に関する条例の一部改正)</p> <p>6 池田市暴力団の排除に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表中<u>23の項を24の項</u>とし、4の項から<u>22の項</u>までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">4</td> <td>池田市立多世代交流センター条例(令和8年池田市条例第2号)</td> </tr> </table> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p>3 共同利用施設条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 共同利用施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">所在地</td> </tr> </table>	4	池田市立多世代交流センター条例(令和8年池田市条例第2号)	名称	所在地	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正)</p> <p>5 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例(昭和39年池田市条例第7号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条に次の1号を加える。</p> <p><u>(38)多世代交流センター</u></p> <p>(池田市暴力団の排除に関する条例の一部改正)</p> <p>6 池田市暴力団の排除に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表中<u>22の項を23の項</u>とし、4の項から<u>21の項</u>までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">4</td> <td>池田市立多世代交流センター条例(令和8年池田市条例第2号)</td> </tr> </table> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p>3 共同利用施設条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 共同利用施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">所在地</td> </tr> </table>	4	池田市立多世代交流センター条例(令和8年池田市条例第2号)	名称	所在地
4	池田市立多世代交流センター条例(令和8年池田市条例第2号)								
名称	所在地								
4	池田市立多世代交流センター条例(令和8年池田市条例第2号)								
名称	所在地								

改 正 前		改 正 後	
共同利用施設池田市立神田会館	池田市神田3丁目5番16号	共同利用施設池田市立北神田会館	池田市神田2丁目21番28号
共同利用施設池田市立豊島南会館	池田市豊島南1丁目8番5号	共同利用施設池田市立神田会館	池田市神田3丁目5番16号
共同利用施設池田市立住吉会館	池田市住吉2丁目3番24号	共同利用施設池田市立河原島会館	池田市神田3丁目5番21号
共同利用施設池田市立呉服会館	池田市呉服町11番1号	共同利用施設池田市立中之嶋会館	池田市神田3丁目8番12号
共同利用施設池田市立秦野会館	池田市旭丘1丁目9番G—10 1号	共同利用施設池田市立豊島南会館	池田市豊島南1丁目8番5号
共同利用施設池田市立豊島北会館	池田市豊島北1丁目7番17号		
共同利用施設池田市立早苗の森会館	池田市神田4丁目7番2号		
共同利用施設池田市立井口堂北会館	池田市井口堂1丁目6番4号		
共同利用施設池田市立神田北会館	池田市神田1丁目28番27号		
共同利用施設池田市立宇保会館	池田市宇保町5番17号		
共同利用施設池田市立城南会館	池田市城南1丁目8番22号		
共同利用施設池田市立空港会館	池田市空港1丁目11番4号		
共同利用施設池田市立鉢塚会館	池田市鉢塚2丁目8番5号		
共同利用施設池田市立五月丘会館	池田市五月丘2丁目4番1号		
共同利用施設池田市立脇塚会館	池田市神田2丁目18番32号		
共同利用施設池田市立桃園会館	池田市桃園1丁目9番12号		
共同利用施設池田市立上池田会館	池田市上池田1丁目9番19号		
共同利用施設池田市立渋谷会館	池田市渋谷3丁目3番18号		
共同利用施設池田市立桃園南会館	池田市桃園2丁目2番5号		

改 正 前		改 正 後	
共同利用施設池田市立南畑会館	池田市畑1丁目7番4号		
共同利用施設池田市立荘園会館	池田市荘園1丁目7番13号		
共同利用施設池田市立石橋北会館	池田市石橋2丁目4番16号		
共同利用施設池田市立宮之原会館	池田市神田4丁目10番10号		
共同利用施設池田市立中之嶋会館	池田市神田3丁目8番12号		
共同利用施設池田市立河原島会館	池田市神田3丁目5番21号		
共同利用施設池田市立姫室・室町会館	池田市姫室町3番1号		
共同利用施設池田市立池田駅前北会館	池田市菅原町3番1-305号		
共同利用施設池田市立北神田会館	池田市神田2丁目21番28号		
共同利用施設池田市立池田駅前南会館	池田市呉服町1番1-211号		
第2条・第3条 (略) (指定管理者による管理)		第2条・第3条 (略) (指定管理者による管理)	
第4条 共同利用施設(共同利用施設池田市立脇塚会館及び共同利用施設池田市立桃園南会館(以下「直営施設」という。)を除く。)の管理は、法人その他の団体であって地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、池田市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。 (指定管理者が行う業務)		第4条 共同利用施設の管理は、法人その他の団体であって地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、池田市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。  (指定管理者が行う業務)	
第5条 指定管理者(直営施設にあつては、市長。第10条及び第11条にお		第5条 指定管理者は、共同利用施設の使用の許可及び管理運営に関する業務	

改 正 前	改 正 後																																																			
<p>いて同じ。)は、共同利用施設の使用の許可及び管理運営に関する業務を行うものとする。</p> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第10条 共同利用施設を使用しようとするものは、あらかじめ指定管理者に申請して許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>第11条・第12条 (略)</p> <p>4 共同利用施設の目的外使用に関する使用料条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1) 共同利用施設目的外使用料(池田駅前北会館・池田駅前南会館を除く)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">使用料及び使用時間帯</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">午前</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">午後</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">夜間</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">9時～ 10時30分</th> <th style="text-align: center;">10時30分～ 12時</th> <th style="text-align: center;">1時～ 3時</th> <th style="text-align: center;">3時～ 5時</th> <th style="text-align: center;">6時～ 8時</th> <th style="text-align: center;">8時～ 10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">室名及び基準面積</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保育室</td> <td style="text-align: center;">35㎡未満</td> <td style="text-align: center;">250</td> <td style="text-align: center;">250</td> <td style="text-align: center;">350</td> <td style="text-align: center;">350</td> <td style="text-align: center;">350</td> <td style="text-align: center;">350</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">35㎡以上</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">550</td> <td style="text-align: center;">550</td> <td style="text-align: center;">550</td> <td style="text-align: center;">550</td> </tr> </tbody> </table>	使用料及び使用時間帯	使用料(円)						午前		午後		夜間		9時～ 10時30分	10時30分～ 12時	1時～ 3時	3時～ 5時	6時～ 8時	8時～ 10時	室名及び基準面積							保育室	35㎡未満	250	250	350	350	350	350		35㎡以上	400	400	550	550	550	550	<p>を行うものとする。</p> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第10条 共同利用施設(共同利用施設池田市立神田会館及び共同利用施設池田市立豊島南会館の学習室を除く。)を使用しようとするものは、あらかじめ指定管理者に申請して許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>第11条・第12条 (略)</p> <p>4 共同利用施設の目的外使用に関する使用料条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>共同利用施設目的外使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">施設名及び室名</th> <th style="text-align: center;">時間区分</th> <th style="text-align: center;">午前①・午前②</th> <th style="text-align: center;">午後①・午後②・ 午後③・午後④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">共同利用施設池田市立北神田会館、 共同利用施設池田市立河原島会館及</td> <td style="text-align: center;">小会議室</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">450円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名及び室名		時間区分	午前①・午前②	午後①・午後②・ 午後③・午後④	共同利用施設池田市立北神田会館、 共同利用施設池田市立河原島会館及	小会議室	300円	450円
使用料及び使用時間帯		使用料(円)																																																		
		午前		午後		夜間																																														
	9時～ 10時30分	10時30分～ 12時	1時～ 3時	3時～ 5時	6時～ 8時	8時～ 10時																																														
室名及び基準面積																																																				
保育室	35㎡未満	250	250	350	350	350	350																																													
	35㎡以上	400	400	550	550	550	550																																													
施設名及び室名		時間区分	午前①・午前②	午後①・午後②・ 午後③・午後④																																																
		共同利用施設池田市立北神田会館、 共同利用施設池田市立河原島会館及	小会議室	300円	450円																																															

改 正 前								改 正 後																																																												
大集会室	105 m <sup>2</sup> 未満	800	800	1,050	1,050	1,050	1,050	ひ共同利用施設池田 田市立中之嶋会館	休養室	350円	450円																																																									
	105 m <sup>2</sup> 以上	1,200	1,200	1,600	1,600	1,600	1,600																																																													
小集会室 (会議室含む)	30 m <sup>2</sup> 未満	200	200	300	300	300	300	共同利用施設池田 市立神田会館	保育室	400円	550円																																																									
	30 m <sup>2</sup> 以上	300	300	450	450	450	450		大集会室	800円	1,050円																																																									
休養室	45 m <sup>2</sup> 未満	350	350	450	450	450	450		大集会室(半分)	400円	525円																																																									
料理実習室	40 m <sup>2</sup> 未満	300	300	400	400	400	400	休養室	500円	700円																																																										
	40 m <sup>2</sup> 以上	450	450	600	600	600	600																																																													
備考								共同利用施設池田 市立豊島南会館	保育室	400円	550円																																																									
1 市外居住者が使用するとき、当該使用区分に係る基本料金の5割を加算する。									大集会室	1,200円	1,600円																																																									
2 大集会室を2分の1に区分して使用するとき、当該基本料金の半額とする。									大集会室(半分)	600円	800円																																																									
(2) 共同利用施設目的外使用料(池田駅前北会館・池田駅前南会館)									小会議室	300円	450円																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">使用料及び使用時間帯</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">午前</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">午後</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">夜間</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">9時～ 10時30分</th> <th style="text-align: center;">10時30分～ 12時</th> <th style="text-align: center;">1時～ 3時</th> <th style="text-align: center;">3時～ 5時</th> <th style="text-align: center;">6時～ 8時</th> <th style="text-align: center;">8時～ 10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">施設名及び室名</td> <td>池田駅前北</td> <td>1号室</td> <td>450</td> <td>450</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">会館</td> <td>2号室</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>750</td> <td>750</td> <td>750</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>3号室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>850</td> <td>850</td> <td>850</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td>4号室</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>950</td> <td>950</td> <td>950</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>5号室</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table>									使用料及び使用時間帯	使用料(円)						午前		午後		夜間		9時～ 10時30分	10時30分～ 12時	1時～ 3時	3時～ 5時	6時～ 8時	8時～ 10時	施設名及び室名	池田駅前北	1号室	450	450	550	550	550	550	会館	2号室	550	550	750	750	750	750	3号室	600	600	850	850	850	850	4号室	700	700	950	950	950	950	5号室	1,500	1,500	2,000	2,000	2,000	2,000	休養室	500円	700円
										使用料及び使用時間帯	使用料(円)																																																									
午前		午後		夜間																																																																
9時～ 10時30分	10時30分～ 12時	1時～ 3時	3時～ 5時	6時～ 8時	8時～ 10時																																																															
施設名及び室名	池田駅前北	1号室	450	450	550	550	550	550																																																												
	会館	2号室	550	550	750	750	750	750																																																												
		3号室	600	600	850	850	850	850																																																												
		4号室	700	700	950	950	950	950																																																												
		5号室	1,500	1,500	2,000	2,000	2,000	2,000																																																												
								料理実習室	300円	400円																																																										
								備考																																																												
								1 時間区分は、次のとおりとする。																																																												
								(1) 午前① 午前9時から午前10時30分まで																																																												
								(2) 午前② 午前10時30分から正午まで																																																												
								(3) 午後① 午後1時から午後3時まで																																																												
								(4) 午後② 午後3時から午後5時まで																																																												
								(5) 午後③ 午後6時から午後8時まで																																																												

改 正 前								改 正 後																											
池田駅前南 会館	1号室	600	600	800	800	800	800	<p>(6) 午後④ 午後8時から午後10時まで</p> <p>2 使用者が市民（池田市みんなでつくるまちの基本条例（平成17年池田市条例第21号）第2条第2号に規定する市民をいう。以下同じ。）以外の場合（備考4に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。</p> <p>3 入場料その他これに類する対価を徴収する場合（備考4に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の2倍の額とする。</p> <p>4 使用者が市民以外のもの場合で、入場料その他これに類する対価を徴収するときの使用料の額は、上表に掲げる額の3倍の額とする。</p> <p>5 池田市暴力団の排除に関する条例</p>																											
	2号室	650	650	850	850	850	850																												
	3号室	450	450	600	600	600	600																												
	4号室	2,100	2,100	2,850	2,850	2,850	2,850																												
<p><u>備考</u></p> <p>1 市外居住者が使用するとき、当該使用区分に係る基本料金の5割を加算する。</p> <p>2 池田駅前北会館5号室及び池田駅前南会館4号室を2分の1に区分して使用するとき、当該基本料金の半額とする。</p>								<p>本則（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 90%;">件名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">池田市立コミュニティセンター条例（昭和52年池田市条例第27号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～21</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">池田市立石橋会館条例（平成30年池田市条例第39号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>									件名	1～4	(略)	5	池田市立コミュニティセンター条例（昭和52年池田市条例第27号）	6～21	(略)	22	池田市立石橋会館条例（平成30年池田市条例第39号）	23	(略)								
	件名																																		
1～4	(略)																																		
5	池田市立コミュニティセンター条例（昭和52年池田市条例第27号）																																		
6～21	(略)																																		
22	池田市立石橋会館条例（平成30年池田市条例第39号）																																		
23	(略)																																		
<p>5 池田市暴力団の排除に関する条例</p> <p>本則（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 90%;">件名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">池田市地域会館条例（令和8年池田市条例第 号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～21</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>									件名	1～4	(略)	5	池田市地域会館条例（令和8年池田市条例第 号）	6～21	(略)	22	(略)	<p>本則（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 90%;">件名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">池田市地域会館条例（令和8年池田市条例第 号）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～21</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>									件名	1～4	(略)	5	池田市地域会館条例（令和8年池田市条例第 号）	6～21	(略)	22	(略)
	件名																																		
1～4	(略)																																		
5	池田市地域会館条例（令和8年池田市条例第 号）																																		
6～21	(略)																																		
22	(略)																																		
	件名																																		
1～4	(略)																																		
5	池田市地域会館条例（令和8年池田市条例第 号）																																		
6～21	(略)																																		
22	(略)																																		

議案第 4 2 号

職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定  
こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正  
について

職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員  
の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

本市の職員以外の地方公務員等から引き続いて本市の職員又は幼稚園型認  
定こども園の教育職員となった者に係る退職手当の算定の基礎となる在職期  
間の計算方法について見直すため、関係条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育  
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和38年池田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「要する職員（」の次に「当該職員であって、池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）第37条の2第1項に規定する府費負担教職員等であるもの及び」を加え、「次項において」を「以下これらを」に改める。

第8条の5第2項中「（昭和32年池田市条例第19号）」を削る。

第9条第5項中「として引き続いた」を「としての引き続いた」に改め、「総称する。）が」の次に「、本市の業務の必要上、本市と職員以外の地方公務員等が在職する団体との相互了解の下に行われる計画的な人事交流により、又は教育職員であって」を加える。

（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令和2年池田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「地方公務員が」の次に「、本市の業務の必要上、本市と職員以外の地方公務員が在職する団体との相互了解の下に行われる計画的な人事交流により、又は職員以外の職員の退職手当に関する条例（昭和38年池田市条例第18号）第2条第1項に規定する教育職員若しくは同項に規定する職員であって」を加える。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第5項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項に規定する職員となった者の在職期間について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員であって、引き続き新条例第2条第1項に規定する職員であるものの在職期間については、なお従前の例による。

職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定  
こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正  
について

1 職員の退職手当に関する条例（昭和 3 8 年池田市条例第 1 8 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

- (1) 教育職員の定義に常時勤務に服する池田市立学校の教職員を加えるものであること。

（第 2 条関係）

- (2) 職員以外の地方公務員又は国家公務員（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて職員となったときに退職手当の算定の基礎となる在職期間に前歴の在職期間を含めることについて、職員以外の地方公務員等が、本市の業務の必要上、本市と職員以外の地方公務員等が在職する団体との相互了解の下に行われる計画的な人事交流により、又は教育職員であって引き続いて職員となったときに限ることとするものであること。

（第 9 条関係）

2 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令和 2 年池田市条例第 3 1 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

職員以外の地方公務員が引き続いて職員となったときに退職手当の算定の基礎となる在職期間に前歴の在職期間を含めることについて、職員以外の地方公務員が、本市の業務の必要上、本市と職員以外の地方公務員が在職する団体との相互了解の下に行われる計画的な人事交流により、又は 1 (1) の教職員若しくは 1 (2) の職員が引き続いて職員となったときに限ることとするものであること。

(第15条関係)

- 3 この条例は、令和9年4月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第42号 参 考

職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>1 職員の退職手当に関する条例</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する職員（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令和2年池田市条例第31号）第1条に規定する職員（<u>次項において「教育職員」という。</u>）を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第8条の4 (略)</p> <p>(一般の退職手当の額に係る特例)</p> <p>第8条の5 (略)</p> <p>2 前項の「基本給月額」とは、池田市一般職の職員の給与に関する条例（<u>昭和32年池田市条例第19号</u>）の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額と</p>	<p>1 職員の退職手当に関する条例</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する職員（<u>当該職員であって、池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）第37条の2第1項に規定する府費負担教職員等であるもの及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令和2年池田市条例第31号）第1条に規定する職員（以下これらを「教育職員」という。）を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第8条の4 (略)</p> <p>(一般の退職手当の額に係る特例)</p> <p>第8条の5 (略)</p> <p>2 前項の「基本給月額」とは、池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とし、その他の職員については、この基</p>

改 正 前	改 正 後
<p>し、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員として引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項</p>	<p>本給月額に準じて規則で定める額とする。</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が、<u>本市の業務の必要上、本市と職員以外の地方公務員等が在職する団体との相互了解の下に行われる計画的な人事交流により、又は教育職員であって引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。</u>この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法</p>

改 正 前	改 正 後
<p>又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第10条～第24条 (略)</p> <p>2 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例</p> <p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間については、前3項</p>	<p>人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第10条～第24条 (略)</p> <p>2 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例</p> <p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員が、<u>本市の業務の必要上、本市と職員以外の地方公務員が在職する団体との相互了解の下に行われる計画的な人事交流により、又は職員以外の職員の退職手当に関する条例(昭和38年池田市条例第18号)第2条第1項</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>の規定を準用して計算するほか、職員が第26条の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員となり、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職日給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。</p> <p>5～7 （略）</p> <p>第16条～第27条 （略）</p>	<p><u>に規定する教育職員若しくは同項に規定する職員であって</u>引き続き職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間については、前3項の規定を準用して計算するほか、職員が第26条の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員となり、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職日給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。</p> <p>5～7 （略）</p> <p>第16条～第27条 （略）</p>

議案第 4 3 号

池田市指定管理者による公の施設の管理に  
関する条例の一部改正について

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

今後の公の施設の再整備を見据え、公の施設の安定的かつ継続的な管理を  
図るべく、当該公の施設の機能、特性、状況等を踏まえて公募によらずに指  
定管理者の指定を行うことを可能とするため、本条例の一部を改正するもの  
である。

池田市条例第 号

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する  
条例（案）

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「該当する場合」を「該当するとき」に改め、同項第1号中「当該」を「候補とする団体が当該」に、「が指定管理者となる場合」を「であるとき。」に改め、同項第2号中「に定める手続き」を「の規定による手続き」に、「決定されなかった場合」を「指定されなかったとき。」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号の次に次の3号を加える。

(2) 管理の業務の専門性、特殊性等を勘案し、特定の団体に当該管理の業務を行わせることが適当と認めるとき。

(3) 当該公の施設について、廃止、大規模な改修等を決定した場合（直近の指定の期間の末日から5年（当該期間に相当する年数が5年に満たないときは、当該年数）を超えない日までに廃止、大規模な改修等を行う場合に限る。）であって、現に当該公の施設の指定管理者である団体に引き続き当該公の施設の管理を行わせようとするとき。

(4) 緊急やむを得ない事由により、公募による指定管理者の選定を行う時間的余裕がないとき。

第6条第2項中「場合に」を「規定による指定について」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項中「公募に応じようとする団体（以下「応募団体」という。）」とあるのは「候補とする団体」と、同条第3項中「応募団体」とあるのは「候補とする団体」と読み替えるものとする。

第9条第1項中「、毎年度の開始前（管理の業務が年度の途中から開始される場合にあつては、管理の業務の開始前。第13条第2項第2号において同じ。）に」を削り、「基づき」の次に「、毎年度」を加える。

第13条第2項第2号中「年度の開始前に」を削り、同項第3号中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市指定管理者による公の施設の管理に  
関する条例の一部改正について

1 公募によらずに指定管理者の指定をすることができる場合として、次の要件を加えるとともに、当該指定をする場合に準用する手続に関する読替規定を加えるものであること。

(1) 管理の業務の専門性、特殊性等を勘案し、特定の団体に当該管理の業務を行わせることが適当と認めるとき。

(2) 当該公の施設について、廃止、大規模な改修等を決定した場合（直近の指定の期間の末日から5年（当該期間に相当する年数が5年に満たないときは、当該年数）を超えない日までに廃止、大規模な改修等を行う場合に限る。）であって、現に当該公の施設の指定管理者である団体に引き続き当該公の施設の管理を行わせようとするとき。

(3) 緊急やむを得ない事由により、公募による指定管理者の選定を行う時間的余裕がないとき。

（第6条関係）

2 年度協定の締結等について、所要の整備を行うものであること。

（第9条及び第13条関係）

3 この条例は、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第43号 参 考

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第5条（略） （公募によらない指定）</p> <p>第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市は、候補とする団体との協議により、当該団体を指定管理者に指定することができる。</p> <p>(1) <u>当該公の施設を通じて提供されるサービスの主たる対象となる住民で構成される団体が指定管理者となる場合</u></p> <p>(2) <u>前条に定める手続きの結果、指定管理者が決定されなかった場合</u></p>	<p>第1条～第5条（略） （公募によらない指定）</p> <p>第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市は、候補とする団体との協議により、当該団体を指定管理者に指定することができる。</p> <p>(1) <u>候補とする団体が当該公の施設を通じて提供されるサービスの主たる対象となる住民で構成される団体であるとき。</u></p> <p>(2) <u>管理の業務の専門性、特殊性等を勘案し、特定の団体に当該管理の業務を行わせることが適当と認めるとき。</u></p> <p>(3) <u>当該公の施設について、廃止、大規模な改修等を決定した場合（直近の指定の期間の末日から5年（当該期間に相当する年数が5年に満たないときは、当該年数）を超えない日までに廃止、大規模な改修等を行う場合に限る。）であって、現に当該公の施設の指定管理者である団体に引き続き当該公の施設の管理を行わせようとするとき。</u></p> <p>(4) <u>緊急やむを得ない事由により、公募による指定管理者の選定を行う時間的余裕がないとき。</u></p> <p>(5) <u>前条の規定による手続きの結果、指定管理者が指定されなかったとき。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の<u>場合に</u>準用する。</p> <p>第7条・第8条 (略) (年度協定等)</p> <p>第9条 指定管理者は、<u>毎年度の開始前(管理の業務が年度の途中から開始される場合)にあっては、管理の業務の開始前。第13条第2項第2号において同じ。</u>に、事業計画に基づき、当該年度における管理の業務の実施に関する協定(以下「年度協定」という。)を市長と締結しなければならない。締結した年度協定を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10条～第12条 (略) (指定の取消し等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の<u>規定による指定について</u>準用する。<u>この場合において、同条第2項中「公募に応じようとする団体(以下「応募団体」という。)」とあるのは「候補とする団体」と、同条第3項中「応募団体」とあるのは「候補とする団体」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第7条・第8条 (略) (年度協定等)</p> <p>第9条 指定管理者は、事業計画に基づき、<u>毎年度</u>、当該年度における管理の業務の実施に関する協定(以下「年度協定」という。)を市長と締結しなければならない。締結した年度協定を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10条～第12条 (略) (指定の取消し等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(2) <u>年度の開始前に</u>年度協定を締結できる見込みがないと認められるとき。</p> <p>(3) <u>第10条</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第14条・第15条 (略)</p>	<p>(2) 年度協定を締結できる見込みがないと認められるとき。</p> <p>(3) <u>第10条第1項</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第14条・第15条 (略)</p>

議案第 4 4 号

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を  
改正する条例の一部改正について

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市立幼稚園型認定こども園における特定乳児等通園支援事業の利用料  
について、特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づ  
く生活困窮家庭等負担軽減加算を反映した金額とするため、本条例の一部を  
改正するものである。

池田市条例第 号

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例（令和8年池田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2を改め、同表の次に1表を加える改正規定中

1時間まで
1時間まで

「

ごとに60円
ごとに90円

」を「

1時間までごとに100円
--------------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を  
改正する条例の一部改正について

- 1 市町村民税が課されない世帯（生活保護を受けている世帯を除く。）及び市町村民税の所得割を合算した額が 77, 101 円未満の世帯について、特定乳児等通園支援事業の利用料の額を 1 時間までごとに 100 円とするものであること。

（別表第 2 を改め、同表の次に 1 表を加える改正規定関係）

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第44号 参 考

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前			改 正 後		
(前略)			(前略)		
別表第2中「第10条」を「第11条」に改め、同表の次に次の1表を加える。			別表第2中「第10条」を「第11条」に改め、同表の次に次の1表を加える。		
別表第3（第11条関係）			別表第3（第11条関係）		
幼児の保護者の属する世帯の階層区分		特定乳児等通園支援事業利用料の額	幼児の保護者の属する世帯の階層区分		特定乳児等通園支援事業利用料の額
階層区分	世帯区分		階層区分	世帯区分	
A	生活保護世帯	0円	A	生活保護世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯	1時間までごとに60円	B	市町村民税非課税世帯	1時間までごとに100円
C	市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（Bの階層区分に該当する世帯を除く。）	1時間までごとに90円	C	市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（Bの階層区分に該当する世帯を除く。）	
D	A、B又はCのいずれの階層区分にも該当しない世帯	1時間までごとに300円	D	A、B又はCのいずれの階層区分にも該当しない世帯	1時間までごとに300円
備考			備考		
1 この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法の規定による保護（単給の場合を含む。）を受けている者が属する世帯をいう。			1 この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法の規定による保護（単給の場合を含む。）を受けている者が属する世帯をいう。		
2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、その属する者のいずれもが地方税法第295条第1項（第1号を除く。）又は第3項の規定			2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、その属する者のいずれもが地方税法第295条第1項（第1号を除く。）又は第3項の規定		

改 正 前	改 正 後
<p>により当該年度（4月から8月までの間における利用の場合は、当該年度の前年度）の市町村民税（特別区民税を含む。次項において同じ。）が課されない世帯（生活保護世帯を除く。）をいう。</p> <p>3 この表において「市町村民税所得割合算額」とは、その世帯に属する者の市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額を合算した額をいう。</p> <p>(以下略)</p>	<p>により当該年度（4月から8月までの間における利用の場合は、当該年度の前年度）の市町村民税（特別区民税を含む。次項において同じ。）が課されない世帯（生活保護世帯を除く。）をいう。</p> <p>3 この表において「市町村民税所得割合算額」とは、その世帯に属する者の市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額を合算した額をいう。</p> <p>(以下略)</p>

議案第 45 号

池田市ラブホテル建築規制条例の一部改正について

池田市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

北部大阪都市計画用途地域の変更により市域において新たに準住居地域が定められたことを踏まえ、ラブホテルの建築を禁止する区域に準住居地域を追加するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例（案）

池田市ラブホテル建築規制条例（昭和58年池田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第二種住居地域」の次に「、準住居地域」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市ラブホテル建築規制条例の一部改正について

- 1 準住居地域においてラブホテルを建築してはならないこととするものであること。

(第5条関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第45号 参 考

池田市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第4条（略） （建築禁止）</p> <p>第5条 市内の次に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）においては、ラブホテルを建築してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業地域</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>第6条～第14条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （建築禁止）</p> <p>第5条 市内の次に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）においては、ラブホテルを建築してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、<u>準住居地域</u>、近隣商業地域、準工業地域及び工業地域</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>第6条～第14条（略）</p>

議案第 46 号

## 共同利用施設条例の一部改正について

共同利用施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

共同利用施設池田市立旭丘会館及び共同利用施設池田市立花園会館を廃止するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

共同利用施設条例の一部を改正する条例（案）

共同利用施設条例（昭和44年池田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「前項の施設」を「共同利用施設」に改め、同項の表共同利用施設池田市立旭丘会館の項及び共同利用施設池田市立花園会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

共同利用施設条例の一部改正について

- 1 共同利用施設池田市立旭丘会館及び共同利用施設池田市立花園会館を廃止するものであること。

(第1条関係)

- 2 この条例は、令和9年4月1日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第46号 参 考

共同利用施設条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後																								
<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 <u>前項の施設</u>の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同利用施設池田市立神田会館～共同利用施設池田市立渋谷会館</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設池田市立旭丘会館</td> <td>池田市旭丘3丁目7番13号</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設池田市立桃園南会館～共同利用施設池田市立荘園会館</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設池田市立花園会館</td> <td>池田市旭丘1丁目1番10号</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設池田市立石橋北会館～共同利用施設池田市立池田駅前南会館</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条～第12条 (略)</p>	名称	所在地	共同利用施設池田市立神田会館～共同利用施設池田市立渋谷会館	(略)	共同利用施設池田市立旭丘会館	池田市旭丘3丁目7番13号	共同利用施設池田市立桃園南会館～共同利用施設池田市立荘園会館	(略)	共同利用施設池田市立花園会館	池田市旭丘1丁目1番10号	共同利用施設池田市立石橋北会館～共同利用施設池田市立池田駅前南会館	(略)	<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 <u>共同利用施設</u>の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同利用施設池田市立神田会館～共同利用施設池田市立渋谷会館</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td>共同利用施設池田市立桃園南会館～共同利用施設池田市立荘園会館</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td>共同利用施設池田市立石橋北会館～共同利用施設池田市立池田駅前南会館</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条～第12条 (略)</p>	名称	所在地	共同利用施設池田市立神田会館～共同利用施設池田市立渋谷会館	(略)			共同利用施設池田市立桃園南会館～共同利用施設池田市立荘園会館	(略)			共同利用施設池田市立石橋北会館～共同利用施設池田市立池田駅前南会館	(略)
名称	所在地																								
共同利用施設池田市立神田会館～共同利用施設池田市立渋谷会館	(略)																								
共同利用施設池田市立旭丘会館	池田市旭丘3丁目7番13号																								
共同利用施設池田市立桃園南会館～共同利用施設池田市立荘園会館	(略)																								
共同利用施設池田市立花園会館	池田市旭丘1丁目1番10号																								
共同利用施設池田市立石橋北会館～共同利用施設池田市立池田駅前南会館	(略)																								
名称	所在地																								
共同利用施設池田市立神田会館～共同利用施設池田市立渋谷会館	(略)																								
共同利用施設池田市立桃園南会館～共同利用施設池田市立荘園会館	(略)																								
共同利用施設池田市立石橋北会館～共同利用施設池田市立池田駅前南会館	(略)																								

議案第 47 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び大阪  
広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び大阪広域水道企業団規約の変更について関係市町村と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務について泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加する変更を行い、並びに当該変更に伴う大阪広域水道企業団規約の変更を行うものである。

## 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「岸和田市」の次に「、泉大津市」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

### 附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

大阪広域水道企業団規約の一部変更について

- 1 大阪広域水道企業団の共同処理する事務について、泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するものであること。

(別表第 2 関係)

- 2 この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(変更規約附則関係)

議案第47号 参 考

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）対照表

変 更 前	変 更 後
<p>本則（略）</p> <p>別表第1（略）</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <div data-bbox="152 544 1122 735" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條                      畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、                      岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> </div>	<p>本則（略）</p> <p>別表第1（略）</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <div data-bbox="1176 544 2145 735" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>岸和田市、<u>泉大津市</u>、八尾市、富田林市、<u>箕面市</u>、柏原市、<u>門真市</u>、高石                      市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢                      町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> </div>

議案第 48 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約  
の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について関係市町村と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

医療法等の一部を改正する法律の施行により社会保険診療報酬支払基金の名称が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されることに伴う大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更を行うものである。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を次のように変更する。

第17条第1項第4号を次のように改める。

(4) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

- 1 大阪府後期高齢者医療広域連合の経費に充てる収入の名称について、社会保険診療報酬支払基金交付金を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金に変更するものであること。

(第17条関係)

- 2 この規約は、令和8年10月1日から施行するものであること。

(変更規約附則関係)

議案第48号 参 考

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約(案)対照表

変 更 前	変 更 後
<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 社会保険診療報酬支払基金交付金</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第18条 (略)</p>

議案第49号

動産の取得について

下記のとおり動産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年池田市条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1	種類	高規格救急自動車及び災害対応特殊救急自動車
2	数量	高規格救急自動車 一式 災害対応特殊救急自動車 一式
3	取得金額	金41,624,000円
4	契約の相手方	大阪市西区川口2丁目3-11 日産大阪販売株式会社 法人営業支援部 部長 花岡 雅彦

令和8年6月4日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理由

高規格救急自動車及び災害対応特殊救急自動車を取得したいので、本議案を提出するものである。

議案第49号 参 考 (1)

高規格救急自動車及び災害対応特殊救急自動車の購入

契約の目的	契約方法	契約金額	契約の相手方
高規格救急自動車及び災害対応特殊救急自動車の購入	指名競争入札	円 41,624,000	大阪市西区川口2丁目 3-1-1 日産大阪販売株式会社 法人営業支援部 部長 花岡 雅彦

- ・仮契約年月日 令和8年5月11日
- ・納入期限 令和9年3月31日
- ・納入場所 池田市八王寺1丁目2番1号
- ・入札指名日 令和8年4月16日
  
- ・入札日 令和8年5月11日
- ・予定価格 49,669,091円(消費税抜き)
- ・入札経過

単位(円)

入札業者名	第1回入札金額	第2回入札金額	第3回入札金額
大阪トヨペット(株) 法人営業部	40,400,000		
◎日産大阪販売(株) 法人営業支援部	37,840,000		
(株)消防防災 大阪営業所	事前辞退		
(株)阪和総合防災 南大阪支店	事前辞退		

備考(1) ◎は落札者

(2) 上記入札金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

## 売 買 契 約 書

1	品 名	高規格救急自動車及び災害対応特殊救急自動車											
2	規 格	別紙仕様書のとおり											
3	数 量	別紙仕様書のとおり											
4	契 約 金 額			¥	4	1	6	2	4	0	0	0	円
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額			¥	3	7	8	4	0	0	0		
5	契 約 保 証 金	免 除											
6	納 入 場 所	池田市八王寺1丁目2番1号											
7	納 入 期 限	令和9年3月31日											

上記物品の売買について、発注者と受注者は次の契約条項によって売買契約を締結する。  
本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年5月11日

大阪府池田市城南1丁目1番1号

発注者 池 田 市  
代 表 者 池田市長 瀧澤 智子

所 在 地 大阪市西区川口2丁目3-11

受注者 商号又は名称 日産大阪販売株式会社 法人営業支援部  
代表者氏名 部長 花岡 雅彦

#### (総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（仕様書及び図面等を含む。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この売買契約を誠実に履行しなくてはならない。
- 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなくてはならない。
  - 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約の終了、解除後も同様とする。
  - この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
  - この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
  - この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

#### (権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条** 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

#### (監督)

- 第3条** 発注者は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

#### (納入方法)

- 第4条** 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 物品の品質、形状、寸法等は、すべて仕様書及び図面又は現品見本どおりとしなければならない。
  - 受注者は、品名、規格、数量、単価等を記載した納品書を添えて、自己の負担をもって発注者の指定する場所に物品を一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

#### (納入期限の延長)

- 第5条** 受注者は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、その都度遅滞なく事由及び延期日数等を詳記した文書をもって期限延長の申出をすることができる。
- 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。
  - 発注者は、第1項の申出を受理した場合において、内容を検討し正当であると認めるときは、納入期限を延長することができる。

#### (検査)

- 第6条** 発注者は、納品日から10日以内に検査を行うものとする。
- 受注者は、前項の検査に立会うものとし、立会わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。
  - 第1項の検査に要する費用及び検査のために変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
  - 発注者は、納入した物品の全部又は一部が第1項の検査に合格しないことを発見したときは、受注者に物品の取替又は改善を請求することができる。
  - 発注者は、受注者が前項の取替又は改善をしたときは、前各項の例により検査を行うものとする。

#### (所有権)

**第7条** 物品の所有権は、前条第1項又は第5項の検査に合格と認めた物品を納入場所において確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失等の危険負担はすべて受注者が負担するものとする。

#### (契約不適合責任)

**第8条** 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその期間を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (契約金額の請求及び支払)

**第9条** 受注者は、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

ただし、第4条第3項ただし書の規定により一部の納入が認められたときは、その残部のすべてが納入され、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未払金に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなくてはならない。

4 発注者は、第1項の請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部に不備があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受理した日までの期間は、第2項の規定による支払期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不備が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

5 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

#### (履行遅滞による遅滞料)

**第10条** 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の到来の日の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の金額）につき、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を発注者に支払わなくてはならない。

2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、第6条第1項及び第5項の検査に要した日数並びに受注者の故意又は重大な過失によらない事由による同条第4項の取替又は改善に要した日数は、算入しないものとする。

#### (発注者の任意解除権)

**第11条** 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、次条又は第12条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

**(発注者の解除権)**

**第12条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) 受注者の責めに帰する理由により納品期間内に納品を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第2条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
  - (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
  - (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
  - (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
  - (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
  - (10) 発注者が行う物品の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
  - (11) 第15条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
  - (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
    - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - ウ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められるとき。そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。
    - エ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
  - (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

**(談合その他不正行為による解除)**

**第12条の2** 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契

約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは同条第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提訴されたとき（受注者の役員等又はその使用人が当該公訴を提起された時を含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

#### （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第13条** 第12条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### （既納入物品の取扱い）

**第14条** 発注者が第11条又は第12条（第2項第7号及び第12号を除く。）の規定により、この契約を解除したとき、又は第16条第3項各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、物品の既納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、受注者は、その代金を請求することができる。

2 前項の代金の請求及び支払に関しては、第9条の規定を準用するものとする。

#### （受注者の解除権）

**第15条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能になったとき。
  - (2) 天災その他の理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 前項各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

#### （発注者の損害賠償請求等）

**第16条** 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

- (1) 契約不適合があるとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
- (1) 第12条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の規定による違約金の支払は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 第1項、第2項（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は

前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

- 6 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期間内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額を遅延利息として併せて発注者に納付しなければならない。

#### (談合等不正行為があった場合の賠償金等)

**第16条の2** 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の総額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第12条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第12条の2第5号に該当したとき。

- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (受注者の損害賠償請求)

**第17条** 発注者は、第11条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、第15条第1項第1号に該当し、同条の規定によりこの契約を解除された場合について準用する。

#### (契約不適合責任期間)

**第18条** 発注者は、引き渡された物品が契約不適合であるとき、契約の内容に適合しないことを知った日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

#### (契約の変更)

**第19条** この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

#### (相殺)

**第20条** 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

#### (紛争の処理)

**第21条** 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

#### (仮契約)

**第22条** この契約は仮契約であり、池田市議会の議決がなされたとき本契約となるものとする。

#### (疑義等の決定)

**第23条** この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

## 高規格救急自動車及び災害対応特殊救急自動車の概要

池田市消防本部（署）に配置する予定の高規格救急自動車及び災害対応特殊救急自動車は、救急救命士が行う高度な救命処置に必要な資機材を搭載予定であり、気管挿管や薬剤投与などの特定行為を実施するスペースが確保された機能性に優れた車両である。

また、災害対応特殊救急自動車については、大規模災害や特殊災害が発生した際に出場する緊急消防援助隊に登録する。

主要諸元等については、高規格救急自動車及び災害対応特殊救急自動車ともに共通であり、次のとおりである。

### 1 主要諸元

型式	日産 パラメディック（3BF-CSE26）
全長	5,330mm
全幅	1,880mm
全高	2,490mm
定員	7名
エンジン出力	147PS
最小回転半径	6.0m

### 2 車両主要装備品

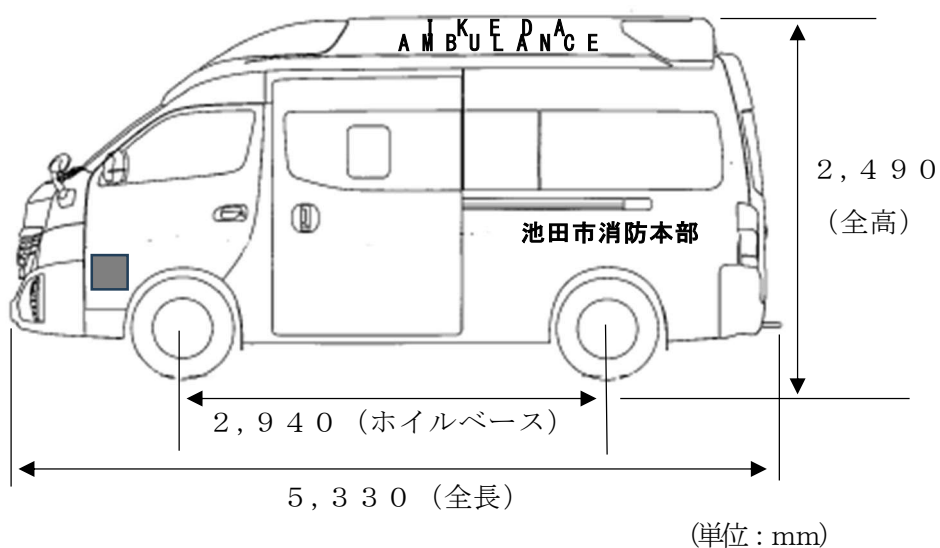
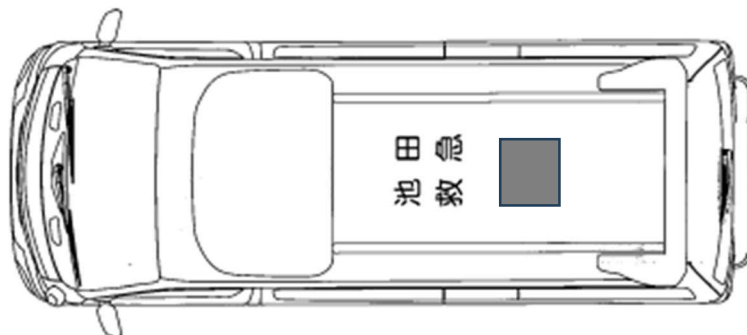
防振ベッド・エクステンジストレッチャー  
ルーフサイド及び車両後方バックドア上部作業灯  
ナビゲーションシステム及びバックアイモニター 一式

後退警報機（解除スイッチ付き）

リモートコントロールエントリーシステム 一式

オートクローザー（バックドア及びスライドドア） 一式

3 艤装三面図



- 部分 車両管理番号
- ・ 高規格救急自動車 25
- ・ 災害対応特殊救急自動車 23

議案第50号

動産の取得について

下記のとおり動産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年池田市条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 種 類     | 高度救命処置用資機材                                   |
| 2 | 数 量     | 一式   |
| 3 | 取 得 金 額 | 金21,340,000円                                 |
| 4 | 契約の相手方  | 大阪府中央区内平野町3丁目2番10号<br>株式会社アダチ<br>代表取締役 足立 三朗 |

令和8年6月4日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

高度救命処置用資機材を取得したいので、本議案を提出するものである。

議案第50号 参 考 (1)

高度救命処置用資機材の購入

契約の目的	契約方法	契約金額	契約の相手方
高度救命処置用資機材の購入	指名競争入札	円 21,340,000	大阪市中央区内平野町 3丁目2番10号 株式会社アダチ 代表取締役 足立 三朗

- ・仮契約年月日 令和8年5月11日
- ・納入期限 令和9年3月31日
- ・納入場所 池田市八王寺1丁目2番1号
- ・入札指名日 令和8年4月16日
  
- ・入札日 令和8年5月11日
- ・予定価格 22,061,819円(消費税抜き)
- ・入札経過

単位(円)

入札業者名	第1回入札金額	第2回入札金額	第3回入札金額
(株)やよい 大阪営業所	事前辞退		
◎(株)アダチ	19,400,000		
(株)三笑堂 新大阪支店	事前辞退		
石黒メディカルシステム(株) 大阪支店	事前辞退		
日本船舶薬品(株) 大阪支店	19,800,000		

備考(1) ◎は落札者

(2) 上記入札金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

## 売 買 契 約 書

1	品 名	高度救命処置用資機材											
2	規 格	別紙仕様書のとおり											
3	数 量	別紙仕様書のとおり											
4	契 約 金 額			¥	2	1	3	4	0	0	0	0	円
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額			¥	1	9	4	0	0	0	0	0	
5	契 約 保 証 金	免 除											
6	納 入 場 所	池田市八王寺1丁目2番1号											
7	納 入 期 限	令和9年3月31日											

上記物品の売買について、発注者と受注者は次の契約条項によって売買契約を締結する。  
本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年5月11日

大阪府池田市城南1丁目1番1号

発注者 池 田 市  
代 表 者 池田市長 瀧 澤 智 子

所 在 地 大阪府中央区内平野町3丁目2番10号

受注者 商号又は名称 株式会社アダチ  
代表者氏名 代表取締役 足立 三朗

#### (総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（仕様書及び図面等を含む。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この売買契約を誠実に履行しなくてはならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなくてはならない。
  - 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約の終了、解除後も同様とする。
  - 4 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
  - 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 8 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 10 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

#### (権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条** 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

#### (監督)

- 第3条** 発注者は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

#### (納入方法)

- 第4条** 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 物品の品質、形状、寸法等は、すべて仕様書及び図面又は現品見本どおりとしなければならない。
  - 3 受注者は、品名、規格、数量、単価等を記載した納品書を添えて、自己の負担をもって発注者の指定する場所に物品を一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

#### (納入期限の延長)

- 第5条** 受注者は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、その都度遅滞なく事由及び延期日数等を詳記した文書をもって期限延長の申出をすることができる。
- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。
  - 3 発注者は、第1項の申出を受理した場合において、内容を検討し正当であると認めるときは、納入期限を延長することができる。

#### (検査)

- 第6条** 発注者は、納品日から10日以内に検査を行うものとする。
- 2 受注者は、前項の検査に立会うものとし、立会わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。
  - 3 第1項の検査に要する費用及び検査のために変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
  - 4 発注者は、納入した物品の全部又は一部が第1項の検査に合格しないことを発見したときは、受注者に物品の取替又は改善を請求することができる。
  - 5 発注者は、受注者が前項の取替又は改善をしたときは、前各項の例により検査を行うものとする。

### (所有権)

**第7条** 物品の所有権は、前条第1項又は第5項の検査に合格と認めた物品を納入場所において確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失等の危険負担はすべて受注者が負担するものとする。

### (契約不適合責任)

**第8条** 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその期間を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

### (契約金額の請求及び支払)

**第9条** 受注者は、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

ただし、第4条第3項ただし書の規定により一部の納入が認められたときは、その残部のすべてが納入され、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未払金に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなくてはならない。

4 発注者は、第1項の請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部に不備があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受理した日までの期間は、第2項の規定による支払期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不備が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

5 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

### (履行遅滞による遅滞料)

**第10条** 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の到来の日の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の金額）につき、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を発注者に支払わなくてはならない。

2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、第6条第1項及び第5項の検査に要した日数並びに受注者の故意又は重大な過失によらない事由による同条第4項の取替又は改善に要した日数は、算入しないものとする。

### (発注者の任意解除権)

**第11条** 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、次条又は第12条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

**(発注者の解除権)**

**第12条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) 受注者の責めに帰する理由により納品期間内に納品を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第2条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
  - (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
  - (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
  - (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
  - (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
  - (10) 発注者が行う物品の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
  - (11) 第15条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
  - (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
    - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - ウ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められるとき。そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。
    - エ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
  - (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

**(談合その他不正行為による解除)**

**第12条の2** 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契

約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは同条第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提訴されたとき（受注者の役員等又はその使用人が当該公訴を提起された時を含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

#### （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第13条** 第12条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### （既納入物品の取扱い）

**第14条** 発注者が第11条又は第12条（第2項第7号及び第12号を除く。）の規定により、この契約を解除したとき、又は第16条第3項各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、物品の既納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、受注者は、その代金を請求することができる。

2 前項の代金の請求及び支払に関しては、第9条の規定を準用するものとする。

#### （受注者の解除権）

**第15条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能になったとき。
  - (2) 天災その他の理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 前項各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

#### （発注者の損害賠償請求等）

**第16条** 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

- (1) 契約不適合があるとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
- (1) 第12条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の規定による違約金の支払は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 第1項、第2項（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は

前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

- 6 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期間内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額を遅延利息として併せて発注者に納付しなければならない。

#### (談合等不正行為があった場合の賠償金等)

**第16条の2** 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の総額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第12条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第12条の2第5号に該当したとき。

- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (受注者の損害賠償請求)

**第17条** 発注者は、第11条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、第15条第1項第1号に該当し、同条の規定によりこの契約を解除された場合について準用する。

#### (契約不適合責任期間)

**第18条** 発注者は、引き渡された物品が契約不適合であるとき、契約の内容に適合しないことを知った日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

#### (契約の変更)

**第19条** この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

#### (相殺)

**第20条** 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

#### (紛争の処理)

**第21条** 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

#### (仮契約)

**第22条** この契約は仮契約であり、池田市議会の議決がなされたとき本契約となるものとする。

#### (疑義等の決定)

**第23条** この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

高度救命処置用資機材の概要

	区 分	品 名
1	気道確保用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喉頭鏡 ハンドル</li> <li>・ 喉頭鏡 ブレード</li> <li>・ 喉頭鏡収納ケース</li> <li>・ 開口器</li> <li>・ チューブホルダー</li> <li>・ 挿管チューブ</li> <li>・ 回路用人口鼻フィルター</li> <li>・ マイクロストリーム アドバンス 挿管用フィルターライン</li> </ul>
2	ビデオ喉頭鏡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビデオ喉頭鏡</li> <li>・ イントロック</li> </ul>
3	自動体外式除細動器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ZOLL AED</li> </ul>
4	輸液用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駆血帯</li> </ul>
5	血糖測定器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血糖測定器</li> <li>・ 血糖測定紙</li> <li>・ 血糖針</li> </ul>
6	心電計及び心電図伝送装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ZOLL Xシリーズ</li> <li>・ 充電式バッテリー</li> <li>・ 記録紙</li> <li>・ ディスポ電極</li> <li>・ 成人用電極パット</li> <li>・ 電源ケーブル</li> <li>・ 電源延長ケーブル 等</li> </ul>
7	人工呼吸器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動式人工呼吸器</li> <li>・ 自動式人工呼吸器用ケース</li> <li>・ バックバルブマスク 等</li> </ul>

8	携帯型吸引器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吸引器</li> <li>・AC電源付ブラケット</li> <li>・ショルダーストラップ</li> <li>・サイドポーチ</li> <li>・エアロゾルフィルター</li> <li>・再使用型キャニスター</li> </ul>
9	固定用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペディスリーブ</li> <li>・ネックカラー</li> <li>・ソフトシーネ</li> <li>・陰圧ギプス</li> </ul>
10	その他の資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防刃ベスト</li> <li>・外傷バック</li> <li>・検眼ペンライト</li> <li>・吸水シート</li> <li>・タオルケット</li> <li>・聴診器</li> <li>・無線ベスト</li> <li>・電子体温計</li> <li>・万能ハサミ</li> <li>・車輪止め</li> <li>・三角停止板</li> <li>・LED非常信号灯</li> <li>・救命浮環</li> <li>・防災マルチライト</li> <li>・感染防止衣 上下</li> <li>・ガーゼ缶</li> <li>・耐振動血圧計ウォール型</li> <li>・布担架</li> <li>・膿盆</li> <li>・電子適温ボックス 等</li> </ul>

議案第51号

動産の取得について

下記のとおり動産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年池田市条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 種 類     | 消防ポンプ自動車（CD-I型）                               |
| 2 | 数 量     | 一式  |
| 3 | 取 得 金 額 | 金26,510,000円                                  |
| 4 | 契約の相手方  | 兵庫県三田市テクノパーク32番地<br>株式会社モリタ 関西支店<br>支店長 高岡 雄二 |

令和8年6月4日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

消防ポンプ自動車（CD-I型）を取得したいので、本議案を提出するものである。

議案第51号 参 考 (1)

消防ポンプ自動車 (CD-I型) の購入

契約の目的	契約方法	契約金額	契約の相手方
消防ポンプ自動車 (CD-I型) の購入	指名競争入札	円 26,510,000	兵庫県三田市テクノパーク32番地 株式会社モリタ 関西支店 支店長 高岡 雄二

- ・仮契約年月日 令和8年5月11日
- ・納入期限 令和9年3月31日
- ・納入場所 池田市八王寺1丁目2番1号
- ・入札指名日 令和8年4月16日
- ・入札日 令和8年5月11日
- ・予定価格 24,181,819円 (消費税抜き)
- ・入札経過 単位 (円)

入札業者名	第1回入札金額	第2回入札金額	第3回入札金額
◎(株)モリタ 関西支店	24,100,000		
日本ドライケミカル(株) 大阪支店	事前辞退		
日本機械工業(株) 大阪営業所	事前辞退		
小川ポンプ工業(株)	27,100,000		
(株)吉谷機械製作所	事前辞退		
長野ポンプ(株) 大阪営業所	28,300,000		
(株)ナカムラ消防化学 大阪営業所	事前辞退		

備考 (1) ◎は落札者

(2) 上記入札金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

## 売 買 契 約 書

1	品 名	消防ポンプ自動車 (CD-I型)											
2	規 格	別紙仕様書のとおり											
3	数 量	別紙仕様書のとおり											
4	契 約 金 額			¥	2	6	5	1	0	0	0	0	円
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額			¥	2	4	1	0	0	0	0	0	
5	契 約 保 証 金	免 除											
6	納 入 場 所	池田市八王寺1丁目2番1号											
7	納 入 期 限	令和9年3月31日											

上記物品の売買について、発注者と受注者は次の契約条項によって売買契約を締結する。  
本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年5月11日

大阪府池田市城南1丁目1番1号

発注者 池 田 市  
代 表 者 池田市長 瀧澤 智子

受注者 所 在 地 兵庫県三田市テクノパーク32番地  
商号又は名称 株式会社モリタ 関西支店  
代表者氏名 支店長 高岡 雄二

#### (総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書(仕様書及び図面等を含む。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この売買契約を誠実に履行しなくてはならない。
- 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなくてはならない。
  - 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約の終了、解除後も同様とする。
  - この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
  - この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
  - この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
  - この契約書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
  - この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

#### (権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条** 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

#### (監督)

- 第3条** 発注者は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

#### (納入方法)

- 第4条** 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 物品の品質、形状、寸法等は、すべて仕様書及び図面又は現品見本どおりとしなければならない。
  - 受注者は、品名、規格、数量、単価等を記載した納品書を添えて、自己の負担をもって発注者の指定する場所に物品を一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

#### (納入期限の延長)

- 第5条** 受注者は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、その都度遅滞なく事由及び延期日数等を詳記した文書をもって期限延長の申出をすることができる。
- 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。
  - 発注者は、第1項の申出を受理した場合において、内容を検討し正当であると認めるときは、納入期限を延長することができる。

#### (検査)

- 第6条** 発注者は、納品日から10日以内に検査を行うものとする。
- 受注者は、前項の検査に立会うものとし、立会わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。
  - 第1項の検査に要する費用及び検査のために変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
  - 発注者は、納入した物品の全部又は一部が第1項の検査に合格しないことを発見したときは、受注者に物品の取替又は改善を請求することができる。
  - 発注者は、受注者が前項の取替又は改善をしたときは、前各項の例により検査を行うものとする。

### (所有権)

**第7条** 物品の所有権は、前条第1項又は第5項の検査に合格と認めた物品を納入場所において確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失等の危険負担はすべて受注者が負担するものとする。

### (契約不適合責任)

**第8条** 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその期間を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

### (契約金額の請求及び支払)

**第9条** 受注者は、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

ただし、第4条第3項ただし書の規定により一部の納入が認められたときは、その残部のすべてが納入され、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未払金に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなくてはならない。

4 発注者は、第1項の請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部に不備があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受理した日までの期間は、第2項の規定による支払期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不備が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

5 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

### (履行遅滞による遅滞料)

**第10条** 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の到来の日の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の金額）につき、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を発注者に支払わなくてはならない。

2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、第6条第1項及び第5項の検査に要した日数並びに受注者の故意又は重大な過失によらない事由による同条第4項の取替又は改善に要した日数は、算入しないものとする。

### (発注者の任意解除権)

**第11条** 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、次条又は第12条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

**(発注者の解除権)**

**第12条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) 受注者の責めに帰する理由により納品期間内に納品を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第2条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
  - (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
  - (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
  - (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
  - (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
  - (10) 発注者が行う物品の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
  - (11) 第15条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
  - (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
    - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - ウ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められるとき。そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。
    - エ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
  - (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

**(談合その他不正行為による解除)**

**第12条の2** 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契

約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは同条第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提訴されたとき（受注者の役員等又はその使用人が当該公訴を提起された時を含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

#### （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第13条** 第12条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### （既納入物品の取扱い）

**第14条** 発注者が第11条又は第12条（第2項第7号及び第12号を除く。）の規定により、この契約を解除したとき、又は第16条第3項各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、物品の既納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、受注者は、その代金を請求することができる。

2 前項の代金の請求及び支払に関しては、第9条の規定を準用するものとする。

#### （受注者の解除権）

**第15条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能になったとき。
  - (2) 天災その他の理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 前項各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

#### （発注者の損害賠償請求等）

**第16条** 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

- (1) 契約不適合があるとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
- (1) 第12条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の規定による違約金の支払は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 第1項、第2項（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は

前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

- 6 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期間内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額を遅延利息として併せて発注者に納付しなければならない。

#### (談合等不正行為があった場合の賠償金等)

**第16条の2** 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の総額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第12条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第12条の2第5号に該当したとき。

- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (受注者の損害賠償請求)

**第17条** 発注者は、第11条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、第15条第1項第1号に該当し、同条の規定によりこの契約を解除された場合について準用する。

#### (契約不適合責任期間)

**第18条** 発注者は、引き渡された物品が契約不適合であるとき、契約の内容に適合しないことを知った日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

#### (契約の変更)

**第19条** この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

#### (相殺)

**第20条** 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

#### (紛争の処理)

**第21条** 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

#### (仮契約)

**第22条** この契約は仮契約であり、池田市議会の議決がなされたとき本契約となるものとする。

#### (疑義等の決定)

**第23条** この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

## 消防ポンプ自動車 (CD-I型) の概要

池田市消防団 (神田分団) に配置する予定の消防ポンプ自動車 (CD-I型) は、1トン級ダブルキャブ型で車両重量が3.5トン未満であり、普通免許で運転することができるコンパクトな車両でありながらA-2級ポンプを搭載しており、放水性能を落とさず従来どおりの消火能力を発揮できる車両である。

主要諸元等については、次のとおりである。

### 1 主要諸元

型式	トヨタ ダイナ (3BF-TRY230-PGTCK) 又は同等品
エンジン	ガソリンエンジン
全長	5,300mm
全幅	1,850mm
全高	2,400mm
定員	6名
エンジン出力	130PS
最小回転半径	5.0m

### 2 消防ポンプ

性能	A-2級
規格放水圧力	0.85Mpaで放水量2.0m <sup>3</sup> /分以上
吸水口	75mm左右各1口
吸水管	75mm×10m左右各1口

中継口 65mmポンプ室側に各1口

3 その他の主な<sup>ぎ</sup>艀装

車体後面のアルミシャッター式の器具収納スペース

車体上部の照明装置

車体後面左側の折りたたみ式昇降梯子

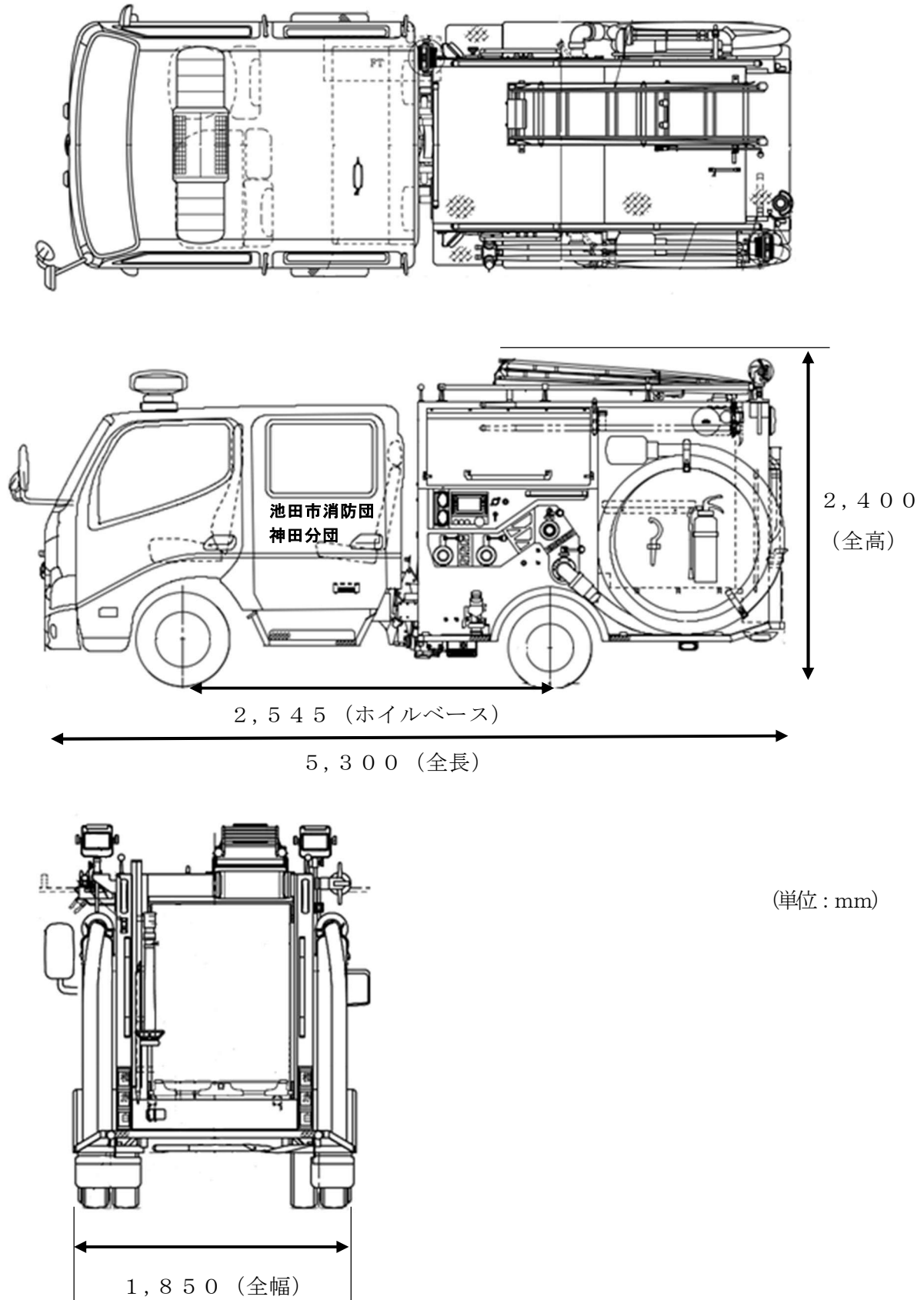
自動調光機能付多目的液晶ディスプレイのポンプ操作装置

4 主な装備

車載照明装置 1基

その他消防活動用装備 一式

5 艀装三面図





池田市農業委員会委員の任命について

下記の者を池田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

住 所	氏 名	生年月日
	中西 史三	
	藪内 謙二	
	吉野 聡	
	川崎 治靖	
	田中 充	
	神田 久彦	
	岡本 浩二	
	福井 茂次	
	上田 一裕	
	瓦林 義隆	
	片山 進	
	細原 久彦	
	藤阪 健次	
	笹部 敏一	
	中島 裕	
	杉村 一利	
	庄田佳保里	

令和 8 年 6 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

令和 8 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となる池田市農業委員会委員の後任を任命するものである。





令和8年度池田市一般会計補正予算（第3号）

令和8年度池田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,826千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,198,301千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年6月4日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

## 第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金			8,561,363	11,826	8,573,189
		2 国 庫 補 助 金	658,743	9,826	668,569
		3 国 庫 委 託 金	27,819	2,000	29,819
19 繰 入 金			1,757,385	10,000	1,767,385
		1 繰 入 金	1,757,385	10,000	1,767,385
歳 入 合 計			45,176,475	21,826	45,198,301

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,728,381	4,658	4,733,039
	1 総 務 管 理 費	3,731,755	4,658	3,736,413
3 民 生 費		21,519,846	12,656	21,532,502
	1 社 会 福 祉 費	9,670,622	12,656	9,683,278
10 教 育 費		5,916,650	3,500	5,920,150
	6 社 会 教 育 費	1,620,251	3,500	1,623,751
12 諸 支 出 金		35,337	2,000	37,337
	1 防 災 費	35,337	2,000	37,337
13 予 備 費		156,325	△988	155,337
	1 予 備 費	156,325	△988	155,337
歳 出 合 計		45,176,475	21,826	45,198,301

## 第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	ごみ収集車購入事業	11,000

議案第54号 説 明

令和8年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 3 号

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,561,363	11,826	8,573,189
19 繰入金	1,757,385	10,000	1,767,385
歳入合計	45,176,475	21,826	45,198,301

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,728,381	4,658	4,733,039				4,658
3 民生費	21,519,846	12,656	21,532,502	6,326			6,330
10 教育費	5,916,650	3,500	5,920,150	3,500			
12 諸支出金	35,337	2,000	37,337	2,000			
13 予備費	156,325	△988	155,337				△988
歳出合計	45,176,475	21,826	45,198,301	11,826			10,000

歲

入

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	260,241	6,326	266,567	8 障がい者総合支援事業費補助	6,326	障がい者総合支援事業費補助 6,326 追加
6 教育費国庫補助金	42,561	3,500	46,061	10 こどもの居場所づくり支援モデル事業費補助	3,500	こどもの居場所づくり支援モデル事業費補助 3,500 追加
計	658,743	9,826	668,569			

(款) 15 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫委託金	963	2,000	2,963	4 自主防災組織等活性化推進事業委託金	2,000	自主防災組織等活性化推進事業委託金 2,000 追加
計	27,819	2,000	29,819			

(款) 19 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	1,738,313	10,000	1,748,313	1 財政調整基金繰入金	10,000	財政調整基金繰入金 10,000 追加
計	1,757,385	10,000	1,767,385			



出

歲

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
11 地域集会所 設管理費	146,876	4,658	151,534				4,658	1 報酬	52	委員報酬 52 追加
								10 需用費	4,606	修繕料 4,606 追加
計	3,731,755	4,658	3,736,413				4,658			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
5 障がい福祉費	3,389,237	12,656	3,401,893	6,326			6,330	12 委託料	12,656	電算委託料 12,656 追加
計	9,670,622	12,656	9,683,278	6,326			6,330			

## (款) 10 教育費

## (項) 6 社会教育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
8 青少年教育振興費	37,996	3,500	41,496	3,500				12 委託料	3,500	子どもの居場所づくり推進 委託料 3,500 追加
計	1,620,251	3,500	1,623,751	3,500						

## (款) 12 諸 支 出 金

## (項) 1 防 災 費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 災害対策費	35,337	2,000	37,337	2,000				7 報 償 費	33	報償金 33 追加 講師報償金
								10 需 用 費	1,627	消耗品費 1,497 追加 印刷製本費 130 追加
								13 使用料及 び賃借料	340	物品借上料 340 追加
計	35,337	2,000	37,337	2,000						

(款) 13 予備費

(項) 1 予備費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1 予備費	156,325	△988	155,337				△988		予備費 △988 減額	
計	156,325	△988	155,337				△988			

# 補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

## 特 別 職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	地 域 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	退 職 手 当	計		
補 正 後	長 等	人 4	千円 —	千円 34,692	千円 4,510	千円 289	千円 20,233	千円 5,100	千円 64,824	千円 10,426	千円 75,250
	議 員	22	160,085	—	—	—	70,436	—	230,521	39,570	270,091
	そ の 他	1,176	102,862	—	—	—	—	—	102,862	—	102,862
	計	1,202	262,947	34,692	4,510	289	90,669	5,100	398,207	49,996	448,203
補 正 前	長 等	4	—	34,692	4,510	289	20,233	5,100	64,824	10,426	75,250
	議 員	22	160,085	—	—	—	70,436	—	230,521	39,570	270,091
	そ の 他	1,173	102,810	—	—	—	—	—	102,810	—	102,810
	計	1,199	262,895	34,692	4,510	289	90,669	5,100	398,155	49,996	448,151
比 較	長 等	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	—	—	—	0	—	0	0	0
	そ の 他	3	52	—	—	—	—	—	52	—	52
	計	3	52	0	0	0	0	0	52	0	52



# 参 考 资 料

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		17,531,000	—	17,531,000
	1 市 民 税	8,542,400	—	8,542,400
	2 固 定 資 産 税	6,778,000	—	6,778,000
	3 軽 自 動 車 税	128,600	—	128,600
	4 市 た ば こ 税	550,000	—	550,000
	5 入 湯 税	5,000	—	5,000
	6 都 市 計 画 税	1,525,000	—	1,525,000
	7 旧 法 に よ る 税	2,000	—	2,000
2 地 方 譲 与 税		231,700	—	231,700
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	34,000	—	34,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	132,000	—	132,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	53,000	—	53,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	12,700	—	12,700
3 利 子 割 交 付 金		77,000	—	77,000
	1 利 子 割 交 付 金	77,000	—	77,000
4 配 当 割 交 付 金		226,000	—	226,000
	1 配 当 割 交 付 金	226,000	—	226,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		240,000	—	240,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 株式等譲渡所得割交付金	240,000	—	240,000
6 法人事業税交付金		370,000	—	370,000
	1 法人事業税交付金	370,000	—	370,000
7 地方消費税交付金		2,820,000	—	2,820,000
	1 地方消費税交付金	2,820,000	—	2,820,000
8 ゴルフ場利用税交付金		75,000	—	75,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	75,000	—	75,000
9 環境性能割交付金		4,000	—	4,000
	1 環境性能割交付金	4,000	—	4,000
10 地方特例交付金		147,500	—	147,500
	1 地方特例交付金	147,000	—	147,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地方交付税		6,100,000	—	6,100,000
	1 地方交付税	6,100,000	—	6,100,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		326,584	—	326,584

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 負 担 金	326,584	—	326,584
14 使用料及び手数料		988,620	—	988,620
	1 使 用 料	728,493	—	728,493
	2 手 数 料	259,317	—	259,317
	3 証 紙 収 入	810	—	810
15 国 庫 支 出 金		8,561,363	11,826	8,573,189
	1 国 庫 負 担 金	7,367,139	—	7,367,139
	2 国 庫 補 助 金	658,743	9,826	668,569
	3 国 庫 委 託 金	27,819	2,000	29,819
	4 国 庫 交 付 金	507,662	—	507,662
16 府 支 出 金		4,025,786	—	4,025,786
	1 府 負 担 金	2,919,914	—	2,919,914
	2 府 補 助 金	749,627	—	749,627
	3 府 委 託 金	27,337	—	27,337
	4 府 交 付 金	328,908	—	328,908
17 財 産 収 入		26,731	—	26,731
	1 財 産 運 用 収 入	16,731	—	16,731
	2 財 産 売 払 収 入	10,000	—	10,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄 附 金		206,170	—	206,170
	1 寄 附 金	206,170	—	206,170
19 繰 入 金		1,757,385	10,000	1,767,385
	1 繰 入 金	1,757,385	10,000	1,767,385
20 諸 収 入		877,036	—	877,036
	1 延滞金加算金及び過料	20,000	—	20,000
	2 市 預 金 利 子	3,041	—	3,041
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	400,000	—	400,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	310,895	—	310,895
21 市 債		572,600	—	572,600
	1 市 債	572,600	—	572,600
歳 入 合 計		45,176,475	21,826	45,198,301

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		387,893	—	387,893
	1 議 会 費	387,893	—	387,893
2 総 務 費		4,728,381	4,658	4,733,039
	1 総 務 管 理 費	3,731,755	4,658	3,736,413
	2 徴 税 費	582,893	—	582,893
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	293,586	—	293,586
	4 選 挙 費	57,851	—	57,851
	5 統 計 調 査 費	25,165	—	25,165
	6 監 査 委 員 費	37,131	—	37,131
3 民 生 費		21,519,846	12,656	21,532,502
	1 社 会 福 祉 費	9,670,622	12,656	9,683,278
	2 児 童 福 祉 費	9,826,714	—	9,826,714
	3 生 活 保 護 費	2,022,130	—	2,022,130
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		3,852,205	—	3,852,205
	1 保 健 衛 生 費	2,385,864	—	2,385,864
	2 清 掃 費	1,466,341	—	1,466,341
5 労 働 費		16,295	—	16,295

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	16,295	—	16,295
6 農林水産業費		53,012	—	53,012
	1 農林費	53,012	—	53,012
7 商工費		259,483	—	259,483
	1 商工費	259,483	—	259,483
8 土木費		3,222,361	—	3,222,361
	1 土木管理費	501,199	—	501,199
	2 道路橋りょう費	585,647	—	585,647
	3 河川費	45,471	—	45,471
	4 都市計画費	1,868,069	—	1,868,069
	5 住宅費	221,615	—	221,615
	6 災害防止費	360	—	360
9 消防費		1,525,397	—	1,525,397
	1 消防費	1,525,397	—	1,525,397
10 教育費		5,916,650	3,500	5,920,150
	1 教育総務費	1,832,613	—	1,832,613
	2 小学校費	830,350	—	830,350
	3 中学校費	436,382	—	436,382

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	271,335	—	271,335
	5 給食センター費	925,719	—	925,719
	6 社会教育費	1,620,251	3,500	1,623,751
11 公債費		3,503,290	—	3,503,290
	1 公債費	3,503,290	—	3,503,290
12 諸支出金		35,337	2,000	37,337
	1 防災費	35,337	2,000	37,337
13 予備費		156,325	△988	155,337
	1 予備費	156,325	△988	155,337
	歳出合計	45,176,475	21,826	45,198,301

## 歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
義務的経費	26,667,844	52	26,667,896
人 件 費	9,941,659	52	9,941,711
扶 助 費	13,222,895	—	13,222,895
公 債 費	3,503,290	—	3,503,290
投資的経費	1,500,490	—	1,500,490
そ の 他	17,008,141	21,774	17,029,915
物 件 費	7,953,083	22,729	7,975,812
そ の 他	9,055,058	△ 955	9,054,103
合 計	45,176,475	21,826	45,198,301

一般会計

令和8年度 補正第3号		歳出款別節別内訳表													(単位：千円)
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	162,562	154,932	377,862	107,113	1,465	9,059	13,831	23,763	22,650	1,168,740		123		2,042,100
2	給料	35,882	718,413	620,667	305,065	4,166	11,349	6,652	192,128	549,001	568,628				3,011,951
3	職員手当等	101,803	822,937	589,518	277,514	3,315	10,797	9,793	171,142	491,753	852,654		4,953		3,336,179
4	共済費	54,037	316,451	297,763	136,782	1,676	4,894	5,674	79,344	206,928	447,502				1,551,051
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	111	90,582	23,196	47,179		700	1,720	520	4,891	59,334		671		228,904
8	旅費	4,502	17,201	12,444	6,579	10	303	1,349	2,476	4,444	55,991				105,299
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	4,837	293,795	94,362	339,819	100	8,802	2,403	98,789	41,731	460,551		14,641		1,359,830
11	役務費	1,201	150,703	35,635	15,322	19	165	354	2,040	6,321	32,931		5,929		250,620
12	委託料	6,548	1,070,124	600,644	1,552,322		943	23,968	644,389	4,662	1,293,234		8,178		5,205,012
13	使用料及び賃借料	1,248	645,443	43,850	13,712		170	2,207	140,120	3,602	243,555		435		1,094,342
14	工事請負費		30,800	110,200					913,250		117,950				1,172,200
15	原材料費			234	138				430	40	4,140				4,982
16	公有財産購入費														
17	備品購入費	111	2,959	5,855	12,253		60		16	108,470	119,574		235		249,533
18	負担金補助及び交付金	14,051	137,809	2,271,529	100,774	5,544	3,744	53,501	105,823	61,784	450,129		1,985		3,206,673
19	扶助費		93	13,093,955	89,760						39,087				13,222,895
20	貸付金			2,224				138,000							140,224
21	補償補填及び賠償金		100	200	3,896				3,030		5,550				12,776
22	償還金利子及び割引料		51,025		1,937						50	3,503,290			3,556,302
23	投資及び出資金														
24	積立金		227,772	3,771	20,000			31	7,874				187		259,635
25	寄附金														
26	公課費			32	768				9	1,128	35				1,972
27	繰出金			3,348,561	821,272		2,026		837,218	17,892					5,026,969
	予備費													155,337	155,337
	( )%	(0.9)	(10.5)	(47.6)	(8.5)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(7.1)	(3.4)	(13.1)	(7.7)	(0.1)	(0.4)	(100.0)
	計	387,893	4,733,039	21,532,502	3,852,205	16,295	53,012	259,483	3,222,361	1,525,397	5,920,150	3,503,290	37,337	155,337	45,198,301

一般会計

令和8年度		補正第3号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義務的経費				投資的経費	その他の経費		合計
		人件費	扶助費	公債費	小計		物件費	その他	
1	報酬	2,042,100			2,042,100				2,042,100
2	給料	3,011,951			3,011,951				3,011,951
3	職員手当等	3,336,179			3,336,179				3,336,179
4	共済費	1,551,051			1,551,051				1,551,051
5	災害補償費	430			430				430
6	恩給及び退職年金								
7	報償費						228,904		228,904
8	旅費						105,299		105,299
9	交際費						3,085		3,085
10	需用費					70,000	1,289,830		1,359,830
11	役務費						250,620		250,620
12	委託料					108,801	5,096,211		5,205,012
13	使用料及び賃借料					1,586	1,092,756		1,094,342
14	工事請負費					1,172,200			1,172,200
15	原材料費						4,982		4,982
16	公有財産購入費								
17	備品購入費					116,504	133,029		249,533
18	負担金補助及び交付金					16,399	3,190,274		3,206,673
19	扶助費		13,222,895		13,222,895				13,222,895
20	貸付金						140,224		140,224
21	補償補填及び賠償金						12,776		12,776
22	償還金利子及び割引料			3,503,290	3,503,290		53,012		3,556,302
23	投資及び出資金								
24	積立金						259,635		259,635
25	寄附金								
26	公課費						1,972		1,972
27	繰出金					15,000	5,011,969		5,026,969
	予備費						155,337		155,337
	計 ( )%	(22.0)	(29.3)	(7.7)	(59.0)	(3.3)	(17.7)	(20.0)	(100.0)
		9,941,711	13,222,895	3,503,290	26,667,896	1,500,490	7,975,812	9,054,103	45,198,301